資　料　編

- アンケート調査票（高齢者施設向け）
- アンケート調査票（地域包括支援センター向け）
- 事例集（「日常にも災害時にも安全・安心な地域と高齢者施設・事業所のネットワークづくり事例集　～支え合いづくりのために～」）
- 「非常災害対策計画作成・見直しのための手引き_ver2」

アンケート調査票（高齢者施設向け）

【本調査における用語について】

用語	説明
高齢者施設・事業所	本事業では、以下の施設・事業所を「高齢者施設・事業所」とします。 ・特別養護老人ホーム(広域型、地域密着型) ・介護老人保健施設 ・介護医療院(介護療養型医療施設) ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型・都市型) ・有料老人ホーム((地域密着型)特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホーム非該当の住宅)
洪水浸水想定区域	最大規模の降雨による河川の氾濫で、浸水が想定される区域です。指定された区域及び浸水した場合の水深、浸水継続時間は洪水浸水想定区域図として公表され、洪水ハザードマップは、洪水浸水想定区域に基づき作成されます。
高潮浸水想定区域	想定最大規模の高潮を前提として、現況の海岸の整備状況に照らして浸水が想定される区域です。
土砂災害警戒区域等	土砂災害が発生した際に、住民の生命や身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、警戒避難体制を特に整備する必要がある区域(通称「イエローゾーン」)です。なお、土砂災害警戒区域の中でも、建物の損壊が生じるなど、特に危険な区域を「土砂災害特別警戒区域(通称「レッドゾーン」)といいます。 本調査では、「土砂災害警戒区域「等」」と記載します。
津波災害警戒区域	最大クラスの津波が発生した場合の当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や法第 53 条第 2 項に規定する基準水位により、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、津波に関する予報又は警報の発令及び伝達、津波避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保、津波ハザードマップの作成等の警戒避難体制を特に整備すべき区域です。 また、特別警戒区域は、警戒区域のうち、津波が発生した場合に建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域において、防災上の配慮を要する住民等が当該建築物の中にいても津波を「避ける」ことができるよう、津波に対して安全なものとすることを求める区域です。

高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築及び訓練の実施状況に関するアンケート調査

～本調査にご回答いただくにあたって～

【ご回答者様について】
◎ご回答は、貴施設・事業所の管理者・防災ご担当者様にお願いいたします。

【ご回答の時点について】
◎本調査票では、特に指定がない場合、令和５年10月1日時点の状況をご回答ください。当時点でのご記入が難しい場合、ご記入しやすい時点の状況でご回答をお願いいたします。

【Excelファイルでご回答いただく場合について】
・回答は、赤枠で示した回答欄に入力をお願いします。
・計数等の数字や「その他」の自由記述は、数字や文字を直接入力してください。
・選択肢を1つ選択する「単数回答」の設問は、プルダウン（回答欄を選択すると「▼」が表示）によって選択肢番号が回答欄に表示されますので、該当する数字を選んでください。
・選択肢をいくつか選択する「複数回答」の設問は□内に「✓」を入れてください（選択肢をクリックすると「✓」が入ります）。

【Excelファイルでご返送いただく場合について】
①ファイル名：以下のように変更をお願いいたします。
貴施設・事業所名saigai01.xls
↑
② 返送メールの件名：次のようにお願いします。
貴施設・事業所名（災害調査回答）

※同一建物内で複数の事業を実施されている場合等でも、本調査票をお送りした施設・事業所についてご回答をお願いします。

問1. 高齢者施設等の概要について（令和5年10月1日時点（不明の場合は直近の時点でのご回答））

（1） 施設・事業所の名称

（2） 所在地　都道府県名　　市区町村名

（3） 法人種別を教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

- 01 都道府県・市区町村・広域連合・一部事務組合
- 02 社会福祉協議会
- 03 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）
- 04 医療法人
- 05 社団法人・財団法人
- 06 特定非営利活動法人（NPO法人）
- 07 営利法人（株式会社、有限会社等）
- 08 その他

（4） 施設・事業所種別を教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

※同一建物内で複数の事業を実施されている場合等でも、本調査票をお送りした施設・事業所についてご回答をお願いします。

- 01 特別養護老人ホーム（広域型）
- 02 特別養護老人ホーム（地域密着型）
- 03 介護老人保健施設
- 04 介護医療院（介護療養型医療施設）
- 05 養護老人ホーム（特定施設）
- 06 養護老人ホーム（特定施設以外）
- 07 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型・都市型）（特定施設）
- 08 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型・都市型）（特定施設以外）
- 09 有料老人ホーム（特定施設、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）
- 10 有料老人ホーム（住宅型）
- 11 サービス付き高齢者向け住宅（有料非該当）
- 12 認知症高齢者グループホーム
- 13 小規模多機能型居宅介護事業所
- 14 看護小規模多機能型居宅介護事業所

（5） 定員数を教えてください。

※併設で短期入所生活介護を実施している場合、その定員数は除きます。

※同一建物内で複数の事業を実施されている場合等でも、本調査票をお送りした施設・事業所についてご回答をお願いします。

※（4）で「13 小規模多機能型居宅介護事業所」または「14 看護小規模多機能型居宅介護事業所」を選択された方は、「実登録者数」と読み替えてご回答ください。

※令和5年10月1日時点（不明の場合は直近の時点でのご回答）

名　※半角数字

（6） 「（5）定員数」に占める、自力での避難が困難な入所者（利用者）の割合を教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

※同一建物内で複数の事業を実施されている場合等でも、本調査票をお送りした施設・事業所についてご回答をお願いします。

- 01 10%未満
- 02 10～30%未満
- 03 30～50%未満
- 04 50～70%未満
- 05 70%以上

（7） 事業継続年数について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

※建物の建て替えや移転をしても、同一のサービスを運営している場合は、事業継続しているものとみなします。

※指定管理等で運営法人が変更となった場合等は、指定管理を開始した時点からのご回答をお願いします。

- 01 3年未満
- 02 3～5年未満
- 03 5～10年未満
- 04 10～20年未満
- 05 20年以上

（8） 併設事業所の有無について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

※「併設・隣接」とは、「同一建物内」、「同一（隣接）敷地内」、「道路を隔てて隣接」等とします。

- 01 あり
- 02 なし（単独施設）

非常災害対策計画等	・「非常災害対策計画」：介護保険法や老人福祉法等にもとづく基準において、火災（消防）、水害、土砂災害、地震等、介護保険施設等の属する地域・地形を考慮して起こりうる災害に対処できる計画をいい、水害、土砂災害を含む計画を指します。※ ・本調査では、上記「非常災害対策計画」に以下の要件を加え、「非常災害対策計画「等」」と記載します。 　－火災（消防）に関する内容のみの計画は除きます。 　－「防災マニュアル」「災害対応マニュアル」等、計画の名称は問いません。 ※「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成 28 年9月9日老総発 0909 第1号、老高発 0909 第1号、老振発0909 第1号、老老発 0909 第1号）、「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」（平成31年3月第3版、内閣府（防災担当）、消防庁、厚生労働省、国土交通省、気象庁）をもとに作成。
避難確保計画	水防法、土砂災害防止法等に基づいて、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）に該当する施設・事業所が、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための計画をいいます。
業務継続計画（BCP）	大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画または業務継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼びます。※ ※内閣府「事業継続ガイドライン－あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応－（平成 25 年8月改定）」
福祉避難所等	・「指定福祉避難所」：災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する施設。 ・「（協定等による）福祉避難所」：上記災害対策基本法施行令の基準には適合しないが、自然災害発生時に要配慮者の受入れについて、市町村と協定等を締結している施設も広義の「福祉避難所」とされています。 ・「指定一般避難所」：災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第4号までに定める基準にのみ適合する施設。
自力での避難が困難な入所者（利用者）	・医療的配慮が必要な利用者：人工呼吸器、酸素療法（在宅酸素、酸素吸入）、吸入（酸素吸入を除く）・喀痰吸引を必要とする方 ・災害による避難の際、ベッド、担架、車いす等を必要とする方

問3. 貴施設・事業所の自然災害対応を想定した訓練の概要について（令和5年10月1日時点（不明の場合は直近の時点でのご回答））

（15） 「災害種別等を想定した訓練」の実施状況について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）
※火災を想定した消防訓練を除く。

01 実施している ➡(16)へ　　02 実施していない ➡(20)へ

【(16)～(19)は、(15)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

（16） 「災害種別等を想定した訓練」の災害種別と実施回数について教えてください。（あてはまるものすべてに回答）
※火災を想定した消防訓練を除く。
※該当する項目にチェックのうえ、実施回数をお答えください。　※半角数字

□ 01 台風・水害	01	回／年
□ 02 土砂災害	02	回／年
□ 03 地震	03	回／年
□ 04 津波	04	回／年
□ 05 雪害	05	回／年
□ 06 その他	06	回／年

（17） 「災害種別等を想定した訓練」の内容について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）
※火災を想定した消防訓練を除く。

- □ 01 意思決定者が不在の場合を想定した訓練
- □ 02 避難誘導訓練（利用者の参加あり）
- □ 03 避難誘導訓練（利用者の参加なし）
- □ 04 職員参集訓練
- □ 05 発災直後、職員が参集できない場合を想定した訓練
- □ 06 発災翌日～1週間後、職員が参集できない場合を想定した訓練
- □ 07 建物が大きく被害を受けて、自施設・事業所が利用できない場合を想定した訓練
- □ 08 電気・ガス・水道等のライフライン停止を想定した訓練
- □ 09 食材、消耗品等の仕入れが停止したことを想定した訓練
- □ 10 情報収集、伝達訓練（職員の安否確認、参集呼びかけ等）
- □ 11 情報収集、伝達訓練（行政、家族、近隣住民、納入業者等）
- □ 12 情報収集、伝達訓練（在宅利用者、通院や外出時の利用者等）
- □ 13 発電機等の活用、燃料の保管場所の確認、補給訓練
- □ 14 避難先までの移動訓練
- □ 15 複数の避難経路を想定した避難訓練
- □ 16 避難時の持ち出し品の準備、保管場所の確認
- □ 17 避難生活を想定した物品、備蓄品等（食料、医薬品、衛生用品等）の準備、保管場所の確認
- □ 18 帰宅困難者（職員を含む）への対応の確認
- □ 19 （福祉）避難所等の運営の確認及び訓練
- □ 20 応援職員やボランティア等への仕事の依頼内容の整理
- □ 21 他施設・事業所への、利用者受け入れ依頼時の情報整理（既往歴、薬の種類、アレルギー等）
- □ 22 その他

➡SQへ

SQ　（17）で選択した訓練の具体的な概要について教えてください。
※火災を想定した消防訓練を除く。

（18） 「災害種別等を想定した訓練」に対する評価を教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

01 十分効果的と考えている
02 ある程度効果的と考えている
03 どちらともいえない
04 あまり効果的ではない

（9） 施設・事業所の立地状況について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

- □ 01 浸水想定区域（洪水浸水想定区域／高潮浸水想定区域等）
- □ 02 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域（特別警戒区域）／土砂災害危険個所等）
- □ 03 津波災害警戒区域
- □ 04 その他
- □ 05 上記いずれにも該当しない
- □ 06 不明

（10） 施設・事業所における、過去10年程度の被災経験について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）
※本調査における自然災害の被災経験とは、貴施設・事業所において建物被害や職員参集等の何らかの対応を行った経験のことを指します。

- □ 01 台風・水害
- □ 02 土砂災害
- □ 03 地震
- □ 04 津波
- □ 05 雪害
- □ 06 その他
- □ 07 特になし
- □ 08 不明・把握していない

問2. 自然災害に関する各種計画の策定状況等について（令和5年10月1日時点（不明の場合は直近の時点でのご回答））

（11） 非常災害対策計画の策定状況について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）
※消防計画、避難確保計画等を一体的に策定しているものを含みます。
※法人本部や併設事業所等と一体的に策定しているものを含みます。

01 策定済み
02 策定予定、検討中
03 未着手
04 非常災害対策計画の策定該当施設・事業所ではない
05 不明・把握していない

（12） 避難確保計画の策定状況について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）
※該当する施設・事業所のみご回答ください。
※消防計画、非常災害対策計画等を一体的に策定しているものを含みます。
※併設事業所等と一体的に策定しているものを含みます。

01 策定済み
02 策定予定、検討中
03 未着手
04 避難確保計画の策定該当施設・事業所ではない
05 不明・把握していない

（13） 業務継続計画（BCP）の策定状況について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）
※消防計画、非常災害対策計画、避難確保計画等において、BCPでの必要事項を記載しているものを含みます。
※法人本部や併設事業所等と一体的に策定しているものを含みます。

01 策定済み ➡SQへ
02 策定予定、検討中
03 未着手
➡(14)へ

【SQは、(13)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

SQ　業務継続計画（BCP）で対象としている災害の種別について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック ）
※消防計画（火災のみ）を除く。

- □ 01 台風・水害
- □ 02 土砂災害
- □ 03 地震
- □ 04 津波
- □ 05 雪害
- □ 06 その他
- □ 07 特になし（災害種別は問わない）

（14） 福祉避難所等としての指定・協定締結状況について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

- □ 01 指定福祉避難所（災害対策基本法に基づく）
- □ 02 市町村との協定等に基づく福祉避難所
- □ 03 近隣自治会等との協定等に基づく福祉避難所
- □ 04 福祉避難スペース（災害対策基本法に基づく）
- □ 05 一般避難所（災害対策基本法に基づく）
- □ 06 指定を受けていない、協定等を締結していない

【(22)～(24)は(21)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

(22) 自然災害時における事業者団体会員法人間の連携・ネットワークに参画した経緯について教えてください。
(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 自施設・事業所からの参画希望
- □ 02 法人からの参画指示
- □ 03 自治体からの参画勧奨
- □ 04 事業者団体からの参画勧奨
- □ 05 その他 [ ]
- □ 06 不明

(23) 自然災害時における事業者団体会員法人間の連携・ネットワークにおける応援・連携(協定)等の概要について教えてください。
(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 同連携・ネットワークに参画している施設・事業所利用者の受入
- □ 02 職員の派遣
- □ 03 備蓄品等(食料、医薬品、衛生用品等)の支援
- □ 04 備蓄品等(食料、医薬品、衛生用品等)の共同購入、保管
- □ 05 防災に関する研修、勉強会等の実施
- □ 06 合同での訓練の実施(研修、訓練や設備等の視察を含む) ➡SQ①へ
- □ 07 その他 [ ]
- □ 08 特に内容は決めていない

➡「06」以外は(24)へ

【SQ①～SQ③は(23)で「06」を選択した方のみご回答ください。】

【(23)で「06」を選択しなかった方は(24)へお進みください。】

SQ① 「合同での訓練」の内容について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)
※火災を想定した消防訓練を除く。

- □ 01 被災施設・事業所からの被災状況や支援依頼の連絡の流れの確認および訓練
- □ 02 被災施設・事業所から受入施設への利用者の引き渡しまで流れの確認および訓練
- □ 03 被災施設・事業所から受入施設への利用者受け入れ時の情報の確認および訓練(既往歴、薬の種類、アレルギー等)
- □ 04 被災施設・事業所への支援物資運び出し・受入までの流れの確認および訓練
- □ 05 被災施設・事業所への応援職員派遣・受入までの流れの確認および訓練
- □ 06 被災施設・事業所から受入施設への避難経路や移動手段、時間等の確認および訓練
- □ 07 その他 [ ]
- □ 08 特に内容は決めていない

SQ② 「合同での訓練」の実施回数について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)
※火災を想定した消防訓練を除く。

- 01 年に1回
- 02 2～3か月に1回
- 03 月に1回
- 04 月に複数回
- 05 それ以上
- 06 不定期
- 07 不明・把握していない

SQ③ 「合同での訓練」に関する評価について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)
※火災を想定した消防訓練を除く。

- 01 十分効果的と考えている
- 02 ある程度効果的と考えている
- 03 どちらともいえない
- 04 あまり効果的ではない

(19) 訓練結果をふまえた自然災害に関する各種計画等への反映状況について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

- 01 定期的に見直しや更新をしている ➡SQへ
- 02 不定期に見直しや更新をしている ➡SQへ
- 03 見直しや更新をしていない ➡(21)へ
- 04 計画未作成 ➡(21)へ

【SQは(19)で「01」「02」を選択した方のみご回答ください。】

SQ 見直しや更新を行った内容について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 施設・事業所周辺の立地、過去の被災経験、危険個所等の確認、把握
- □ 02 参集・出勤できる職員数や家庭の状況等の確認
- □ 03 継続(中断)する業務の優先度(限られた職員数で行う業務の精査)、指揮系統
- □ 04 目標復旧時間
- □ 05 建物(周辺を含む)、設備の理解、安全対策
- □ 06 災害に関する情報の入手方法の確認、通信機器等の準備
- □ 07 災害時の連絡先及び連絡手段の確認(職員)
- □ 08 災害時の連絡先及び連絡手段の確認(行政、家族、近隣住民、納入業者等)
- □ 09 災害時の連絡先及び連絡手段の確認(在宅利用者、通院や外出時の利用者等)
- □ 10 避難を開始する時期、判断基準の検討
- □ 11 避難場所の確認、複数の避難場所の確保
- □ 12 避難経路の確認、複数の避難経路の確保
- □ 13 避難方法・移動手段の確認、複数の避難方法の確保
- □ 14 停電や断水等のライフライン停止に備えた対策
- □ 15 避難時の持ち出し物品、リストの準備・確認
- □ 16 避難生活を想定した物品、備蓄品等(食料、医薬品、衛生用品等)の準備・確認
- □ 17 帰宅困難者(職員を含む)への対応の確認
- □ 18 (福祉)避難所等の運営の確認及び訓練
- □ 19 応援職員やボランティア等への仕事の依頼内容の整理
- □ 20 他施設・事業所への、利用者受け入れ依頼時の情報整理(既往歴、薬の種類、アレルギー等)
- □ 21 他施設・事業所との連携・協力内容の整理、確認
- □ 22 地域住民、他施設・事業所、企業等との連携・協力内容の整理、確認
- □ 23 物品の仕入れ先、代替拠点の確保
- □ 24 防災に関する研修、勉強会等の実施
- □ 25 その他 [ ]

【(20)は、(15)で「02」を選択した方のみご回答ください。】

(20) 「災害種別等を想定した訓練」を行わない理由、困難な理由について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 法定訓練(消防訓練等)で対応可能と考えているから
- □ 02 災害種別に応じた訓練方法がわからないから
- □ 03 自施設・事業所建物(併設事業所を含む)にとどまることが安全だから
- □ 04 自施設・事業所以外の避難先が遠方であり、近隣に避難先となる場所がないから
- □ 05 さまざまな訓練を行うことで、利用者の不安が高まったり、健康状態の悪化が懸念されるから
- □ 06 その他 [ ]
- □ 07 特に理由はない

問4. 自然災害時における事業者団体会員法人間の連携・ネットワークについて(令和5年10月1日時点(不明の場合は直近の時点でのご回答))

※「事業者団体」の例:高齢者福祉施設協議会等
※「自然災害時における事業者団体会員法人間の連携・ネットワーク」:本調査では「自然災害時に、事業者団体会員法人間で相互に連携・協力が可能なネットワーク」をいいます。
※本設問では以下の内容を除きます。
・平常時の研修や情報交換等のみ行っているネットワーク
・「災害福祉支援チーム(DWAT)」(「問5」でおたずねします)
・市町村または圏域内の法人間の連携・ネットワーク(「問6」でおたずねします)

【(21)は全員の方がご回答ください。】

(21) 自然災害時における事業者団体会員法人間の連携・ネットワークへの参画状況について教えてください。
(あてはまるもの一つを選択)

- 01 参画している ➡(22)へ
- 02 参画していない ➡(25)へ

【SQは(29)で「01」～「03」を選択した方のみご回答ください。】

【(29)で「04」、「05」を選択した方は(32)へお進みください。】

SQ 「災害福祉支援チーム(DWAT)」に派遣した職員の保有資格(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 介護福祉士
- □ 02 介護支援専門員
- □ 03 社会福祉士
- □ 04 看護師
- □ 05 理学療法士
- □ 06 精神保健福祉士
- □ 07 その他 [ ]

(30) 「災害福祉支援チーム(DWAT)」に参画したことによる効果について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 自施設・事業所職員の防災意識が高まった
- □ 02 自施設・事業所以外の場所における高齢者へのケアの方法、専門職との連携の重要性を認識できた
- □ 03 その他 [ ]
- □ 04 特になし

【(31)は(26)で「03」を選択した方のみご回答ください。】

(31) 「災害福祉支援チーム(DWAT)」に参画していない理由について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 人的余力がない(例:応援職員の派遣等)
- □ 02 「災害福祉支援チーム(DWAT)」に参画するきっかけがない
- □ 03 職員間で「災害福祉支援チーム(DWAT)」に参画する重要性、必要性を理解、共有できていない
- □ 04 法人が「災害福祉支援チーム(DWAT)」に参画する重要性、必要性を理解、認識していない
- □ 05 その他 [ ]
- □ 06 特に理由はない

問6. 自然災害時における市区町村または圏域内の法人間の連携・ネットワークについて(令和5年10月1日時点(不明の場合は直近の時点でのご回答))

※「自然災害時における市町村または圏域内の連携・ネットワーク」:本調査では「自然災害時に、市町村または圏域内で相互に連携・協力が可能なネットワーク」をいいます。

※本設問では以下の内容を除きます。

・平常時の研修や情報交換等のみ行っているネットワーク

・事業者団体会員法人間の連携・ネットワーク(問4でおたずねします)

【(32)は全員の方がご回答ください。】

(32) 市区町村または圏域内の法人間の連携・ネットワークへの参画状況について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

- 01 あり ➡(33)へ
- 02 なし ➡(36)へ

【(33)～(35)は(32)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

(33) 市区町村または圏域内の法人間の連携・ネットワークに参画した経緯について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 自施設・事業所からの参画希望
- □ 02 法人からの参画指示
- □ 03 自治体からの参画勧奨
- □ 04 事業者団体からの参画勧奨
- □ 05 近隣施設・事業所からの参画勧奨
- □ 06 近隣住民、消防団、企業等からの参画勧奨
- □ 07 その他 [ ]
- □ 08 不明

(34) 市区町村または圏域内の法人間の連携・ネットワークにおける応援・連携(協定)等の概要について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 同連携・ネットワークに参画している施設・事業所利用者の受入
- □ 02 職員の派遣
- □ 03 備蓄品等(食料、医薬品、衛生用品等)の支援
- □ 04 備蓄品等(食料、医薬品、衛生用品等)の共同購入、保管
- □ 05 防災に関する研修、勉強会等の実施
- □ 06 合同での訓練の実施(研修、訓練や設備の視察を含む) ➡SQ①へ
- □ 07 その他 [ ]
- □ 08 特に内容は決めていない

➡「06」以外は(35)へ

【(24)は(21)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

(24) 自然災害時における事業者団体会員法人間の連携・ネットワークに参画したことによる効果について教えてください。(あてはまるものをすべてにチェック)

- □ 01 各施設・事業所、専門職等との、平時からの関係を構築(強化)できた
- □ 02 各施設・事業者間での、自然災害発生時における情報連絡の流れや依頼事項を確認できた
- □ 03 各施設・事業者間の強みや専門性、役割等を確認できた
- □ 04 利用者の避難先の確保の可能性が高まった
- □ 05 代替職員確保の可能性が高まった
- □ 06 応援物資確保の可能性が高まった
- □ 07 その他 [ ]
- □ 08 特になし

【(25)は(21)で「02」を選択した方のみご回答ください。】

(25) 自然災害時における事業者団体会員法人間の連携・ネットワークに参画していない理由について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 人的余力がない(例:応援職員の派遣等)、スペースの確保等が困難
- □ 02 法人・法人グループ内での相互応援体制が整っているため不要
- □ 03 事業者団体会員法人間連携・ネットワークに参画するきっかけがない
- □ 04 職員間で協定締結の重要性、必要性を理解、共有できていない
- □ 05 法人が協定締結の重要性、必要性を理解、認識していない
- □ 06 その他 [ ]
- □ 07 特に理由はない

問5. 「災害福祉支援チーム(DWAT)」について(令和5年10月1日時点(不明の場合は直近の時点でのご回答))

※「災害福祉支援ネットチーム(DWAT)」:一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム」をいいます(平成30年5月31日、厚生労働省社会・援護局長「災害時の福祉支援体制の整備について」)。

※本設問では「災害福祉支援チーム(DWAT)」についておたずねします。事業者団体会員法人間の連携・ネットワークに関する内容は、問4でおたずねします。

【(26)は全員の方がご回答ください。】

(26) 自施設・事業所としての「災害福祉支援チーム(DWAT)への参画状況について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 あり(自治体により組織される「災害福祉支援チーム(DWAT)に参画) ➡(27)へ
- □ 02 あり(事業者団体等※により組織される「災害福祉支援チーム(DWAT)」に参画) ➡(27)へ
- □ 03 なし ➡(31)へ

※「事業者団体」の例:高齢者福祉施設協議会、社会福祉士会、介護支援専門員協会等

【(27)～(30)は(26)で「01」「02」を選択した方のみご回答ください。】

※(27)～(30)は(26)で「01」、「02」いずれかに該当する場合、「01」、「02」を統合してのご回答をお願いします。

(27) 「災害福祉支援チーム(DWAT)」に参画した経緯について教えてください。(あてはあるものすべてにチェック)

- □ 01 自施設・事業所からの参画希望
- □ 02 法人からの参画指示
- □ 03 自治体からの参画勧奨
- □ 04 事業者団体からの参画勧奨 所属団体の名称: [ ]
- □ 05 その他 [ ]
- □ 06 不明

(28) 「災害福祉支援チーム(DWAT)」が実施する研修、訓練への、自施設・事業所職員の参画(派遣)について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 研修への参画(派遣)経験あり
- □ 02 訓練への参画(派遣)経験あり
- □ 03 施設・事業所として研修、訓練への参画・派遣経験はなし
- □ 04 「災害福祉支援チーム(DWAT)」での研修、訓練は未実施

(29) 「災害福祉支援チーム(DWAT)」の一員として、被災地への自施設・事業所職員の参画(派遣)経験について教えてください。(あてはまるものの一つを選択)

※過去5年間での延べ回数(一度の災害に、複数回、別の職員方を交代で(時期を変えて)派遣された場合、「1回」とカウントしてください。)

- 01 あり(1回～4回)
- 02 あり(5回～9回)
- 03 あり(10回以上)

➡SQへ

- 04 施設・事業所としての参画(派遣)はなし ➡(32)へ
- 05 災害福祉支援チーム(DWAT)として被災地への応援実績なし(チームとしての参集は研修や訓練のみ) ➡(32)へ

問7. 自然災害発生時における地域住民等との連携・ネットワークについて（令和5年10月1日時点（不明の場合は直近の時点でのご回答）

※「地域住民等との連携・ネットワーク」：本調査では「自然災害発生時に、相互に連携・協力が可能なネットワーク」をいいます。

【(37)は全員の方がご回答ください。】

(37) 地域住民等との連携・ネットワークへの参画状況について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

- 01 あり ➡(38)へ
- 02 なし ➡(42)へ

【(38)～(41)は、(37)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

(38) 参画者について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

- □ 01 社会福祉協議会
- □ 02 民生委員・児童委員
- □ 03 自治会・町内会
- □ 04 自治会・町内会以外の住民組織　具体的に：
- □ 05 消防団
- □ 06 ボランティア
- □ 07 特定非営利活動法人
- □ 08 医療機関
- □ 09 薬局
- □ 10 民間企業
- □ 11 商工会議所
- □ 12 商店街
- □ 13 学校・大学
- □ 14 市区町村の高齢福祉部局
- □ 15 市区町村の防災・危機管理部局
- □ 16 その他
- □ 17 不明・把握していない

(39) 地域住民等との連携・ネットワークに参画した経緯を教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

- □ 01 自施設・事業所からの参画希望
- □ 02 法人からの参画指示
- □ 03 自治体からの参画勧奨
- □ 04 既存の会議体・協議体等からの発展（地域ケア（個別）会議、各事業所の運営協議会、介護事業者等連絡会等）
- □ 05 既存の取組・活動等からの発展（認知症高齢者見守りネットワーク、まちづくり委員会、配食サービス、移動支援等）
- □ 06 近隣施設・事業所からの参画勧奨
- □ 07 近隣住民、消防団、企業等からの参画勧奨
- □ 08 その他
- □ 09 不明

(40) 地域住民等との連携・ネットワークにおける災害時の応援・連携（協定）等の概要について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

- □ 01 避難場所（福祉避難所）としての場所の提供
- □ 02 物資の提供、保管
- □ 03 災害時要配慮者へのケアの提供、必要な医療等につなぐ役割
- □ 04 避難所の設置、運営、支援等に関する助言、住民等への説明の作成
- □ 05 避難行動要支援者の移送支援
- □ 06 合同での訓練の実施（研修、訓練や設備等の視察を含む）　➡SQ①へ
- □ 07 その他
- □ 08 特に内容は決めていない

➡「06」以外は(41)へ

【SQ①～SQ③は、(40)で「06」を選択した方のみご回答ください。】

【(40)で「06」を選択しなかった方は(41)へお進みください。】

SQ① 「合同での訓練」の内容について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

※火災を想定した消防訓練を除く。

- □ 01 高齢者施設・事業所で受け入れ可能な人数、住民の状態等に関する整理・確認
- □ 02 地域住民と高齢者・事業所との分担や依頼内容等の確認（人、物資、場所、費用負担等）
- □ 03 高齢者施設・事業所における避難所開設訓練
- □ 04 高齢者施設・事業所への住民受入訓練
- □ 05 地域住民と高齢者・事業所間の情報伝達・集約訓練（受け入れ可能人数、不足している物資等）
- □ 06 市町村と高齢者施設・事業所との間の情報伝達訓練（受け入れ可能人数、受け入れ者の支援ニーズ等）
- □ 07 高齢者施設・事業所への支援物資受入訓練
- □ 08 災害時要配慮者へのケアに関する関係職種との情報共有訓練
- □ 09 トリアージ訓練（緊急入所・緊急入院の判断）
- □ 10 その他

【SQ①～SQ③は、(34)で「06」を選択した方のみご回答ください。】

【(34)で「06」を選択しなかった方は(35)へお進みください。】

SQ① 「合同での訓練」の内容について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

※火災を想定した消防訓練を除く。

- □ 01 被災施設・事業所からの被災状況や支援依頼の連絡の流れの確認および訓練
- □ 02 被災施設・事業所から受入施設への利用者の引き渡しまで流れの確認および訓練
- □ 03 被災施設・事業所から受入施設への利用者受け入れ時の情報の確認および訓練（既往歴、薬の種類、アレルギー等）
- □ 04 被災施設・事業所への支援物資運び出し・受入までの流れの確認および訓練
- □ 05 被災施設・事業所への応援職員派遣・受入までの流れの確認および訓練
- □ 06 被災施設・事業所から受入施設への避難経路や移動手段、時間等の確認および訓練
- □ 07 その他
- □ 08 特に内容は決めていない

SQ② 「合同での訓練」の実施回数について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

※火災を想定した消防訓練を除く。

- 01 年に1回
- 02 2～3か月に1回
- 03 月に1回
- 04 月に複数回
- 05 それ以上
- 06 不定期
- 07 不明・把握していない

SQ③ 「合同での訓練」に対する評価について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

※火災を想定した消防訓練を除く。

- 01 十分効果的と考えている
- 02 ある程度効果的と考えている
- 03 どちらともいえない
- 04 あまり効果的ではない

【(35)は、(32)で「01」を選択した方がご回答ください。】

(35) 市区町村または圏域内の法人間の連携・ネットワークに参画したことによる効果について教えてください。（あてはまるものすべてをチェック）

- □ 01 各施設・事業所、専門職等との、平時からの関係を構築（強化）できた
- □ 02 各施設・事業者間の間での、自然災害発生時における情報連絡の流れや依頼事項を確認できた
- □ 03 各施設・事業者間の強みや専門性、役割等を確認できた
- □ 04 利用者の避難先の確保の可能性が高まった
- □ 05 代替職員確保の可能性が高まった
- □ 06 応援物資確保の可能性が高まった
- □ 07 市区町村または圏域内の関係者との防災力向上のための役割意識を共有できるようになった
- □ 08 その他
- □ 09 特になし

【(36)は(32)で「02」を選択した方のみご回答ください。】

(36) 市町村または圏域内の法人間の連携・ネットワークに参画していない理由について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

- □ 01 人的余力がない（例：応援職員の派遣等）
- □ 02 避難者を受け入れるためのスペース確保等が困難
- □ 03 法人・法人グループ内での相互応援体制が整っているため不要
- □ 04 市町村または圏域内の法人間の連携・ネットワークに参画するきっかけがない
- □ 05 職員間で協定締結の重要性、必要性を理解、共有できていない
- □ 06 法人が協定締結の重要性、必要性を理解、認識していない
- □ 07 その他
- □ 08 特に理由はない

SQ②　「合同での訓練」の実施回数について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）
※火災を想定した消防訓練を除く。

- 01 年に1回
- 02 2～3か月に1回
- 03 月に1回
- 04 月に複数回
- 05 それ以上
- 06 不定期
- 07 不明・把握していない

SQ③　「合同での訓練」に対する評価について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）
※火災を想定した消防訓練を除く。

- 01 十分効果的と考えている
- 02 ある程度効果的と考えている
- 03 どちらともいえない
- 04 あまり効果的ではない

【(41)は、(37)で「01」を選択した方がご回答ください。】

(41)　地域住民等との連携・ネットワークに参画したことによる効果について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

- □ 01 地域住民や企業等との、平時からの関係を構築（強化）できた
- □ 02 地域の行事等の会場や担い手等として期待されるようになった
- □ 03 自然災害時に支援を必要とする地域住民の支援の拠点（福祉）避難所等として認識されるようになった
- □ 04 災害時要配慮者へのケアの重要性について、住民の意識が高まった
- □ 05 認知症高齢者や障害者の特性や留意点等、配慮すべき点について住民の理解が深まった
- □ 06 地域資源や地域の危険個所等を把握できた
- □ 07 その他
- □ 08 特になし

【(42)は(37)で「02」を選択した方のみご回答ください。】

(42)　地域住民等との連携・ネットワークに参画していない理由について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

- □ 01 人的余力がない（例：応援職員の派遣等）
- □ 02 避難者を受け入れるためのスペース確保等が困難
- □ 03 地域住民等との連携・ネットワークに参画するきっかけがない、日頃からの付き合いがない
- □ 04 地域住民等との日頃からの関係構築が不十分
- □ 05 職員間で地域住民等との連携・ネットワークの重要性、必要性を理解、共有できていない
- □ 06 法人が地域住民等との連携・ネットワークの重要性、必要性を理解、認識していない
- □ 07 地域側が協力に消極的、地域の高齢化が進み、協力関係の構築が困難
- □ 08 その他
- □ 09 特に理由はない

問8. 最後に

(43)　自然災害時の高齢者支援に向けた法人や地域との連携体制の構築について、課題や今後の展望等がございましたらお聞かせください。

アンケート調査票（地域包括支援センター向け）

【本調査における用語について】

用語	説明
高齢者施設・事業所	本事業では、以下の施設・事業所を「高齢者施設・事業所」とします。 ・特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院（介護療養型医療施設） ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型・都市型） ・有料老人ホーム（（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム非該当の住宅） ・訪問介護事業所 ・訪問看護事業所 ・通所介護事業所（認知症対応型通所介護事業所）
避難行動要支援者	災害時要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、災害時に特に配慮を要する者）のうち、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。
個別避難計画	一人暮らしの高齢者、障害者等、避難行動に支援をする人ごとに避難に関して作成される計画をいいます（令和3年5月、災害対策基本法の改正により、市町村の努力義務とされたもの）。
福祉避難所等	・「指定福祉避難所」：災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する施設。 ・「（協定等による）福祉避難所」：上記災害対策基本法施行令の基準には適合しないが、自然災害発生時に要配慮者の受入れについて、市町村と協定等を締結している施設も広義の「福祉避難所」とされています。 ・「指定一般避難所」：災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第4号までに定める基準にのみ適合する施設。
地区防災計画	市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する計画をいいます（平成25年6月、災害対策基本法の改正により、創設されたもの）。

高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築及び訓練の実施状況に関するアンケート調査

～本調査にご回答いただくにあたって～

【ご回答の時点について】
◎本調査票では、特に指定がない場合、令和５年10月1日時点の状況をご回答ください。当時点でのご記入が難しい場合、ご記入しやすい時点の状況でご回答をお願いいたします。

【Excelファイルでご回答いただく場合について】
・回答は、赤枠で示した回答欄に入力をお願いします。
・計数等の数字や「その他」の自由記述は、数字や文字を直接入力してください。
・選択肢を1つ選択する「単数回答」の設問は、プルダウン（回答欄を選択すると「▼」が表示）によって選択肢番号が回答欄に表示されますので、該当する数字を選んでください。
・選択肢をいくつか選択する「複数回答」の設問は□内に「✓」を入れてください（選択肢をクリックすると「✓」が入ります）。

【Excelファイルでご返送いただく場合について】
①ファイル名：以下のように変更をお願いいたします。
貴地域包括支援センター名saigai.xls

② 返送メールの件名：次のようにお願いします。
貴地域包括支援センター名（災害調査回答）

問1. 貴センターの概要について（令和5年10月1日時点）

（1） 貴センターの名称 [　　]

（2） 貴センターの設置主体について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

- 01 市区町村・広域連合等
- 02 社会福祉協議会
- 03 社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）
- 04 医療法人
- 05 社団法人・財団法人
- 06 営利法人（株式会社、有限会社等）
- 07 特定非営利活動法人（NPO法人）
- 08 その他 [　　]

（3） 貴センターの運営形態について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

- 01 直営型
- 02 委託型

（4） 貴センター担当圏域の人口と高齢化率について教えてください。
※令和5年10月1日時点（不明の場合は直近の時点でのご回答）

人口　約 [　　] 人 ※半角数字

高齢化率　約 [　　] % ※半角数字

（5） 貴センター担当圏域のいずれかの場所における、過去10年程度の被災経験について教えてください。
（あてはまるものすべてにチェック）
※本調査における自然災害の被災経験とは、貴センター担当圏域内の一地域において建物被害や職員参集等の何らかの対応を行った経験のことを指します。

- □ 01 台風・水害
- □ 02 土砂災害
- □ 03 地震
- □ 04 津波
- □ 05 雪害
- □ 06 その他 [　　]
- □ 07 特になし
- □ 08 不明

問2. 貴センター担当圏域内における自然災害時の高齢者支援に関する取組の概要について（令和5年10月1日時点）

本調査における「自然災害時の高齢者支援に関する取組」とは、担当圏域内の一定の地域において、**自然災害時に支援を必要とする高齢者（施設入所者を含む）への対応方針等に関する協議、研修や訓練等、自然災害時を想定した取組や活動を行うこと**を指します（火災を想定した消防訓練を除く）。
担当圏域内の一定の地域とは、地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域（中学校区）に限りません（小学校区や自治会・町内会等の地域組織の活動範囲を含みます）。

（6） 担当圏域内における自然災害時の高齢者支援に関する取組の有無について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

- 01 ある ➡（7）へ
- 02 ない ➡（23）へ
- 03 不明・把握していない ➡（23）へ

【（7）は、（6）で「01」を選択した方のみご回答ください。】

（7） 担当圏域内における自然災害時の高齢者支援に関する取組への貴センターの参画状況（あてはまるもの一つを選択）

- 01 参画している ➡（9）へ
- 02 参画していない ➡（8）へ

【（8）は、（7）で「02」を選択した方のみご回答ください。】

（8） 貴センターが担当圏域内における自然災害時の高齢者支援に関する取組に参画していない理由について教えてください。
（あてはまるものすべてにチェック）

- □ 01 通常業務が多忙
- □ 02 人的余力がない
- □ 03 当該の取組へ参画するきっかけがない
- □ 04 地域との日頃からの関係構築が不十分
- □ 05 法人が地域住民等との連携・ネットワークの重要性、必要性を理解、認識していない
- □ 06 地域側が協力に消極的、地域の高齢化が進み、協力関係の構築が困難
- □ 07 その他 [　　]
- □ 08 特に理由はない

【（9）～（22）は、（7）で「01」を選択した方のみご回答ください。】

自然災害時の高齢者支援に関する取組のうち、貴センター担当圏域内の一定の地域における最も活発に活動している、あるいは最も特徴的な取組一つについてお答えください。

（9） 自然災害時の高齢者支援に関する取組について協議・活動する場について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

- 01 既存の制度（高齢者福祉・地域福祉等）の枠組みで構築された仕組みを活用して実施 ➡SQ①へ
- 02 自治会等の地域組織等が中心に展開している取組・活動として実施 ➡（10）へ

【SQ①、SQ②、SQ③は、（9）で「01」を選択した方のみご回答ください。】

SQ① 地域ケア会議の活用状況について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

- □ 01 日常生活圏域ごとの地域ケア会議で災害時の高齢者支援に関する協議を行っている
- □ 02 市区町村レベルの地域ケア会議で災害時の高齢者支援に関する協議を行っている
- □ 03 地域ケア会議では災害時の高齢者支援に関する協議を行っていない

SQ② 活用している既存の制度（高齢者福祉・地域福祉等）について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

- □ 01 総合相談支援事業（包括支援事業）
- □ 02 権利擁護事業（包括支援事業）
- □ 03 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（包括支援事業）
- □ 04 在宅医療・介護連携推進事業（包括支援事業）
- □ 05 生活支援体制整備事業（包括支援事業）
- □ 06 認知症総合支援事業（包括支援事業）
- □ 07 介護給付等費用適正化事業（任意事業）
- □ 08 家族介護支援事業（任意事業）
- □ 09 包括的相談支援事業
- □ 10 重層的支援体制整備事業
- □ 11 その他の事業・会議（地域調整会議　等）
- □ 12 特にない

SQ③ SQ②の具体的な事業名称があれば教えてください。

[　　]

【（10）～（13）は、（7）で「01」を選択した方がご回答ください。】

（10） 担当圏域内における自然災害時の高齢者支援に関する取組の基本となる圏域について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

- 01 中学校区（日常生活圏域）
- 02 小学校区、自治会・町内会連合会の活動範囲
- 03 単位自治会・町内会の活動範囲
- 04 その他 [　　]
- 05 不明・把握していない

（11） 当該地域における自然災害時の高齢者支援に関する取組の開始時期について教えてください。
※不明の場合、0をご記入ください。

西暦 [　　] 年 [　　] 月ごろ ※半角数字

（12） 当該地域における自然災害時の高齢者支援に関する取組の頻度について教えてください。（あてはまるもの一つを選択）

- 01 年に1回
- 02 2～3か月に1回
- 03 月に1回
- 04 月に複数回
- 05 それ以上
- 06 不定期
- 07 不明・把握していない

【(14)～(16)は、(7)で「01」を選択した方のみご回答ください。】

(14) (13)の具体的な内容について教えてください。

(15) 当該地域における自然災害時の高齢者支援に関する取組を行うに至った経緯・きっかけについて教えてください。
(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 地域からの災害時対応に関するニーズの高まり
- □ 02 行政からの提案・働きかけ
- □ 03 外部の専門家等からの働きかけ
- □ 04 その他
- □ 05 不明・把握していない

(16) 当該地域における自然災害時の高齢者支援に関する取組での貴センターの役割について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)

- 01 協議・活動の主導的・中心的な役割を担っている ➡(17)へ
- 02 他の機関・組織が主導的・中心的な役割を担っている ➡SQへ

【SQは、(16)で「02」を選択した方のみご回答ください。】

SQ 主導的・中心的な役割を担っている組織、団体について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 社会福祉協議会
- □ 02 高齢者施設・事業所
- □ 03 民生委員・児童委員
- □ 04 自治会・町内会
- □ 05 自治会・町内会以外の住民組織 具体的に:
- □ 06 消防団
- □ 07 ボランティア
- □ 08 特定非営利活動法人
- □ 09 医療機関
- □ 10 薬局
- □ 11 民間企業
- □ 12 商工会議所
- □ 13 商店街
- □ 14 学校・大学
- □ 15 市区町村の高齢福祉部局
- □ 16 市区町村の防災・危機管理部局
- □ 17 その他
- □ 18 不明・把握していない

【(17)は、(7)で「01」を選択した方がご回答ください。】

(17) 当該地域における自然災害時の高齢者支援に関する取組の参加者について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 社会福祉協議会
- □ 02 高齢者施設・事業所
- □ 03 民生委員・児童委員
- □ 04 自治会・町内会
- □ 05 自治会・町内会以外の住民組織 具体的に:
- □ 06 消防団
- □ 07 ボランティア
- □ 08 特定非営利活動法人
- □ 09 医療機関
- □ 10 薬局
- □ 11 民間企業
- □ 12 商工会議所
- □ 13 商店街
- □ 14 学校・大学
- □ 15 市区町村の高齢福祉部局
- □ 16 市区町村の防災・危機管理部局
- □ 17 その他
- □ 18 不明・把握していない

【(18)～(20)は、(17)で「02」を選択した方のみご回答ください。】

(18) 当該地域における自然災害時の高齢者支援に関する取組へ参画している高齢者施設・事業所の種別について教えてください。
(あてはまるものすべてにチェック)

- □ 01 特別養護老人ホーム(広域型・地域密着型)
- □ 02 介護老人保健施設
- □ 03 介護医療院(介護療養型医療施設)
- □ 04 養護老人ホーム
- □ 05 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型・都市型)
- □ 06 有料老人ホーム
- □ 07 サービス付き高齢者向け住宅
- □ 08 認知症高齢者グループホーム
- □ 09 小規模多機能型居宅介護事業所
- □ 10 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- □ 11 訪問介護事業所
- □ 12 訪問看護事業所
- □ 13 通所介護事業所(認知症対応型通所介護事業所を含む)
- □ 14 その他
- □ 15 不明・把握していない

(13) 当該地域における自然災害時の高齢者支援に関する取組の内容について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)
※火災を想定した消防訓練を除く
※協議段階のものも含みます。

- □ 01 災害時要配慮者(在宅高齢者等)の情報収集、連絡体制の整備
- □ 02 避難行動要支援者名簿の作成・更新
- □ 03 避難行動要支援者の個別避難計画作成
- □ 04 災害時要配慮者(在宅高齢者等)の災害時安否確認計画の作成
- □ 05 地域の各組織・団体間での役割分担、活動体制の整備
- □ 06 地域の各組織・団体間での連絡体制の整備
- □ 07 避難場所・避難経路等の確認や避難施設周辺等の危険箇所の把握
- □ 08 地域の災害の歴史等の把握
- □ 09 危険箇所や災害時に活用可能な地域資源等を明記した防災マップ等の作成
- □ 10 地域の関係者が参加する防災訓練の実施 ➡SQ①へ
- □ 11 防災に関する研修・勉強会等の実施
- □ 12 防災に関するイベントの実施
- □ 13 地区防災計画の作成
- □ 14 選択肢03、04、13以外のその他防災計画の作成
- □ 15 その他
- □ 16 不明・把握していない

【SQ①～SQ④は、(13)で「10」を選択した方のみご回答ください。】

【(13)で「10」を選択しなかった方は(14)へお進みください。】

SQ① 「地域の関係者が参加する防災訓練」の内容について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)
※火災を想定した消防訓練を除く

- □ 01 災害時要配慮者の避難支援訓練
- □ 02 災害時要配慮者の福祉避難所への搬送訓練
- □ 03 避難所の開設・運営訓練
- □ 04 地域住民の安否確認、情報集約訓練
- □ 05 災害時要配慮者へのケアに関する関係職種との情報共有訓練
- □ 06 救急応急措置訓練(心肺蘇生法、AED講習等)
- □ 07 防災資機材取扱訓練
- □ 08 その他
- □ 09 不明・把握していない

SQ② 「地域の関係者が参加する防災訓練」の参加者について教えてください。(あてはまるものすべてにチェック)
※火災を想定した消防訓練を除く

- □ 01 社会福祉協議会
- □ 02 高齢者施設・事業所
- □ 03 民生委員・児童委員
- □ 04 自治会・町内会
- □ 05 自治会・町内会以外の住民組織 具体的に:
- □ 06 消防団
- □ 07 ボランティア
- □ 08 特定非営利活動法人
- □ 09 医療機関
- □ 10 薬局
- □ 11 民間企業
- □ 12 商工会議所
- □ 13 商店街
- □ 14 学校・大学
- □ 15 市区町村の高齢福祉部局
- □ 16 市区町村の防災・危機管理部局
- □ 17 その他
- □ 18 不明・把握していない

SQ③ 「地域の関係者が参加する防災訓練」の実施回数について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)
※火災を想定した消防訓練を除く

- 01 年に1回
- 02 2～3か月に1回
- 03 月に1回
- 04 月に複数回
- 05 それ以上
- 06 不定期
- 07 不明・把握していない

SQ④ 「地域の関係者が参加する防災訓練」に対する評価について教えてください。(あてはまるもの一つを選択)
※火災を想定した消防訓練を除く

- 01 十分効果的と考えている
- 02 ある程度効果的と考えている
- 03 どちらともいえない
- 04 あまり効果的ではない

（19）高齢者施設・事業所に期待する役割について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

- □ 01 避難場所（福祉避難所）の提供
- □ 02 避難所への物資の提供・保管
- □ 03 避難所における医療従事者等との情報連携
- □ 04 災害時における高齢者施設・事業所の専門性を発揮したケアの提供
- □ 05 避難行動要支援者の移送支援
- □ 06 地域住民に対する災害時要配慮者へのケアに関する認識の普及啓発
- □ 07 その他
- □ 08 特にない

（20）高齢者施設・事業所が参画したことによる効果について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

- □ 01 高齢者施設・事業所との、平時からの関係の構築（強化）を期待できるようになった
- □ 02 地域の催し物等の会場や担い手等として高齢者施設・事業所の協力を期待できるようになった
- □ 03 災害時に介護・看護職等の専門職を一般避難所へ派遣してもらい、被災者へのケアを期待できるようになった
- □ 04 一般避難所の環境整備や被災者のケア等に関するアドバイスを期待できるようになった
- □ 05 一般避難所への災害時要配慮者に必要な物資の提供を期待できるようになった
- □ 06 自然災害時に支援を必要とする地域住民の支援の拠点（（福祉）避難所等としての活用を期待できるようになった
- □ 07 災害時要配慮者へのケアの重要性について、地域住民の意識が高まった
- □ 08 認知症高齢者や障害者の特性や留意点等、配慮すべき点について地域住民の理解が深まった
- □ 09 その他
- □ 10 特にない

問3. 貴センター担当圏域内における自然災害時の高齢者支援に関する取組の課題等について

【（21）、（22）は、（7）で「01」を選択した方のみご回答ください。】

（21）自然災害時の高齢者支援に向けた取組を継続的に実施するにあたって、重要だと考える要素について教えてください。
（あてはまるものすべてにチェック）

- □ 01 働きかけの中心となる人物の存在
- □ 02 想定される災害状況と課題の理解
- □ 03 関心を持つ層の拡大
- □ 04 参加者間での目標・ビジョンの共有
- □ 05 参加者の定着
- □ 06 主導的・中心的な役割を担う組織・団体によるネットワークを調整する能力
- □ 07 地域包括ケアシステムの要素に自然災害時の安全、安心、健康の確保を含めること
- □ 08 市区町村の高齢者福祉各種計画への防災の位置づけ（介護保険事業計画、地域福祉計画等）
- □ 09 財政的基盤の確保
- □ 10 その他
- □ 11 特にない

（22）自然災害時の高齢者支援に向けた取組を実施する上で、課題だと感じる点について教えてください。（あてはまるものすべてにチェック）

- □ 01 業務負担の過多
- □ 02 参加者の不足、地域住民の高齢化
- □ 03 防災に関する知識・技術の不足
- □ 04 地域の防災活動に対する市区町村の関与の不足
- □ 05 財源の確保
- □ 06 地域包括ケアシステムの要素に災害時の安全、安心、健康の確保が含まれていないこと
- □ 07 地域包括ケアシステムの範囲（日常生活圏域）と災害時における地域の互助・共助の範囲とのずれ
- □ 08 介護保険制度と災害時対応に関する事項が連動していないこと
- □ 09 その他
- □ 10 特にない

問4. 最後に

【（23）は、全員がご回答ください。】

（23）自然災害時の高齢者支援に向けた地域の連携体制について、課題や今後の展望等がございましたら、お聞かせください。

「日常にも災害時にも安全・安心な地域と高齢者施設・事業所のネットワークづくり事例集　～支え合いづくりのために～」）

以下の URL から
ダウンロードできます！

（https://www.jri.or.jp/2023_saigai/）

令和５年度老人保健健康増進等事業
（老人保健事業推進費等補助金）

「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進
及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」

日常にも災害時にも安全・安心な地域と高齢者施設・事業所のネットワークづくり事例集

～支え合いづくりのために～

令和６(2024)年３月
一般財団法人日本総合研究所

はじめに

昨今、日本全国地域を問わず、自然災害が激甚化・頻発化し、大きな被害が発生しています。本年の始まりである 2024（令和 6）年 1 月 1 日に能登半島地震が発生し、多くの方々が過酷な避難生活を強いられています。今なお被災地で大変な思いをされている方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

令和 3 年度介護報酬改定においては、災害への地域と連携した対応の強化の一環として、非常災害対策が求められる介護サービス事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととするとの省令改正がなされています [*1]。

しかし、高齢者施設・事業所（高齢者の入所（入居・宿泊）を伴う施設・事業所。以下「高齢者施設」）において、地域との連携を図るためのきっかけづくりが困難である状況が伺えます。本事例集作成に先立ち、実施したアンケート調査 [*2] でも災害時に相互支援が可能な地域との連携・ネットワークを構築できている割合は 3 割程度と高いとはいえず、地域とのネットワークが構築できていない理由としても「日頃の付き合いがない」「参画するきっかけがない」などの回答が上位を占めていました。

そこで、本事例集は高齢者施設が地域との連携を図り、災害時にも支え合いを可能とする地域ネットワークを構築するためのきっかけづくりをいかに行うか、そのアクションを行う際の参考資料としてご活用いただくことを想定し、前述の調査研究の成果をもとに作成しました。

本事例集は高齢者施設のみなさまにとってご参考になることはもちろんのこと、高齢者施設とともに地域ネットワークを構築し、地域防災の向上に取り組んでいる地域関係者のみなさまにも参考となるよう作成しました。

今後も激甚・頻発化することが予想されている自然災害への備えとして、本事例集が各高齢者施設を含む地域のネットワーク構築とそれによってできたつながりで実効性のある訓練等の防災の取組を行うための一助としてお役に立てれば幸いです。

最後になりましたが、本事業ではアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、ご多忙のなか、全国の高齢者施設のみなさま、地域包括支援センターのみなさまにご協力いただきました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

2024（令和 6）年 3 月

一般財団法人日本総合研究所

*1 厚生労働省老健局高齢者支援課,「「③令和3年度介護報酬改定」における災害対策」,「2. 介護施設等における防災・減災対策の推進について」, 令和4（2022）年3月, 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料,p.17（https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000908746.pdf）

*2 一般財団法人日本総合研究所「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」（令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金））

目 次

Ⅰ 導入編 …… 1
地域ネットワーク構築の現状① …… 2
地域ネットワーク構築の現状② …… 3
地域ネットワーク構築の構図① …… 4
地域ネットワーク構築の構図② …… 5
地域ネットワーク構築の構図③ …… 6
地域ネットワーク構築の構図④ …… 7

Ⅱ 事例編 …… 9
事例一覧 …… 10
事例１ 「住民支え合いマップ」づくりによる地域ネットワーク構築 …… 11
事例２ 高齢者施設と自治会・町会による地域ネットワーク構築 …… 15
事例３ 行政による枠組づくりを活かした地域ネットワーク構築 …… 19
事例４ 「防災まちあるき」の実施による防災の意識づけ …… 23
事例５ 医療・介護等事業所ネットワークと地域福祉ネットワークの協働 …… 27

Ⅲ 実践編 …… 31
地域ネットワーク構築の試み …… 32
ワークショップの意義 …… 34
ワークショップの様子 …… 35
ワークショップの効果 …… 38
今後の展開可能性 …… 39

I 導入編

▶ 地域ネットワーク構築の現状①

高齢者施設と地域の災害時を想定した地域ネットワークの構築状況における課題

- アンケート調査[*3] によると、自然災害発生時における地域住民等との連携・ネットワークが「あり」と回答している割合が約３割程度となっています。
- 地域ネットワークの構築ができていない理由としては、「参画するきっかけがない、日頃からの付き合いがない」「日頃からの関係構築が不十分」といった回答が多い結果となっています。
- **きっかけのなさ**や**日頃の関係性の希薄化**が災害時に支え合える地域ネットワークを構築するにあたっての障壁となっていることがうかがえます。

図１　自然災害発生時における地域住民等との連携・ネットワークの構築状況

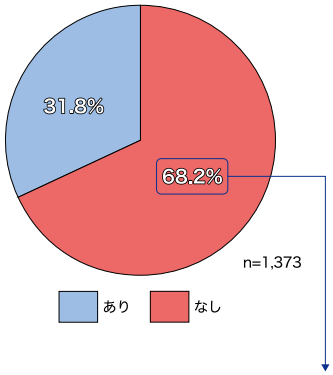

図2　自然災害発生時における地域住民等との連携・ネットワークに参画していない理由

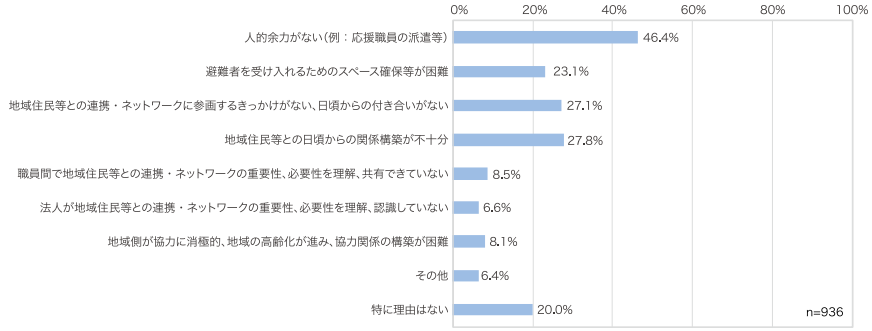

＊3　一般財団法人日本総合研究所「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」（令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金））

▶ 地域ネットワーク構築の現状②

高齢者施設の自助と地域の共助の結びつき

- 高齢者施設は非常災害対策計画や業務継続計画（BCP）などの防災計画を策定し、自然災害が発生した場合においても、利用者や職員の安全確保やサービスの継続をできるよう、自助力を高めておく必要があります。地域との連携は、高齢者施設の自助力を向上させるうえで重要な要素といえます。
- 一方、地域は多様な主体が連携・協力することで自然災害に対して共助の力を発揮することが求められています。
- しかし、現状では、災害発生時に、高齢者施設と地域とが助け合うことが難しい状況にあるといえます。そこで、災害発生時の困難を乗り越えるためにも、**高齢者施設と地域がお互いに連携に努め、それぞれの力を融合**させていくことが目標となります。

図3　高齢者施設の自助と地域による共助の現状と目標

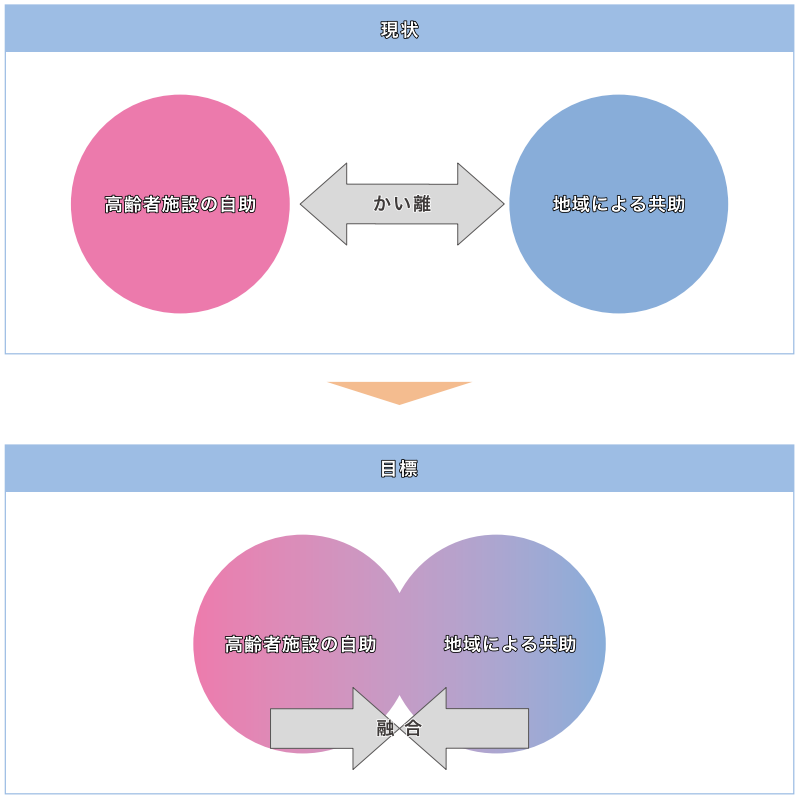

▶ 地域ネットワーク構築の構図①

高齢者施設と地域による支え合いの関係性

- 高齢者施設の自助活動と地域による共助活動が「地域ネットワーク」というキーワードの下で結びつくことにより、**支え合いの関係性**が生まれます。
- 地域ネットワークがより展開していくことにより、支え合いの効果がさらに高まります。
- 支え合いの関係性は**平時と災害時にシームレス**につながります。つまり、日常であればまちづくりや地域福祉の観点から地域ネットワークによる支え合いが有効ですし、そのつながりは災害時にも非常に大きな力を発揮します。

図4　高齢者施設の自助と地域による共助の融合による地域ネットワークの創出

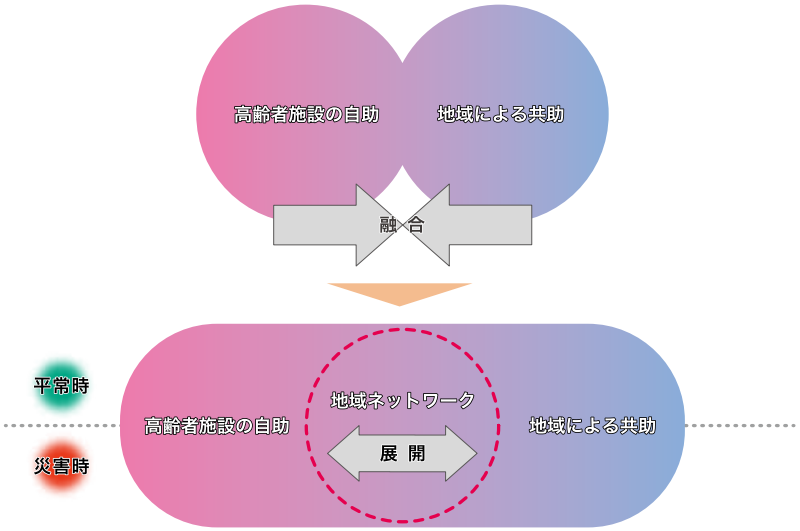

図5　平常時と災害時における支え合いの互換性

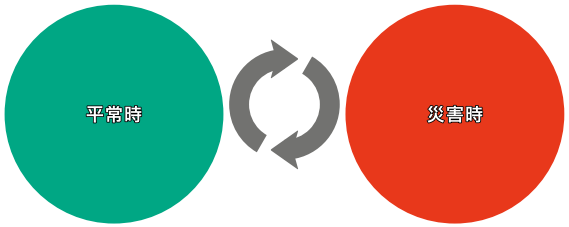

▶ 地域ネットワーク構築の構図②

地域ネットワークの関係構造

- 災害時にも支え合える地域ネットワークは、基本的に「基盤となる日常の関係づくり」、「防災の意識づくり」、「防災のひとづくり・仕組みづくり」の３つを構成要素とした３層構造により成り立っているといえます。
- 地域の関係者が日頃から顔を合わせる関係性、すなわち「**基盤となる日常の関係づくり**」が災害時にも支え合える地域ネットワークを形づくるうえでの基盤となります。
- 防災の取組における最初のステップが「**防災の意識づくり**」です。防災の意識づくりを行うには、災害を我が事として捉えることが重要です。
- 災害時にも支え合える関係性を確実にするための具体的な実践が「**防災のひとづくり・仕組みづくり**」です。地域での合同訓練を実施したり、防災計画を策定することで災害対策の継続性、実効性を確保します。

図6　地域ネットワークの構造

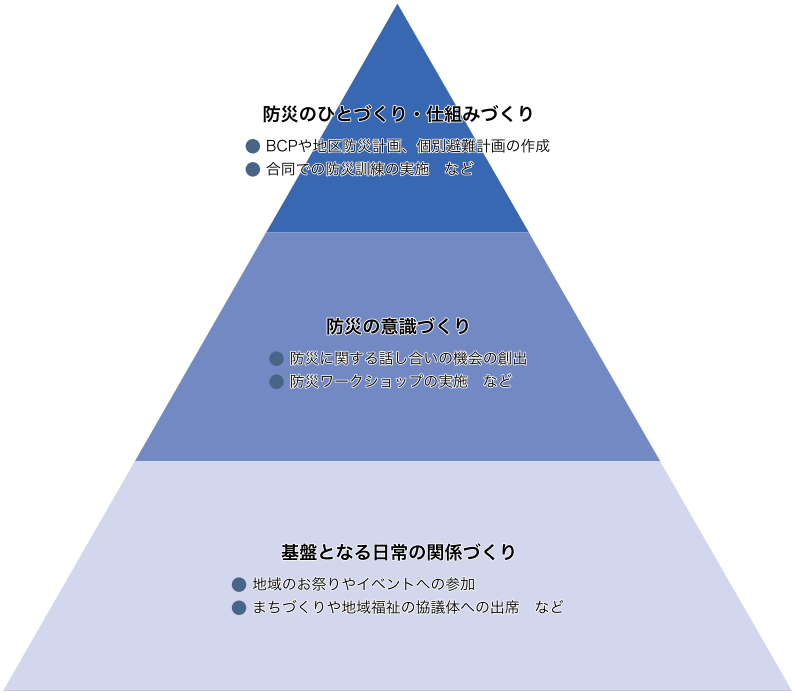

▶ 地域ネットワーク構築の構図③

地域ネットワーク構築のステップ

Step 1「**基盤となる日常の関係づくり**」では、自らの周りにある地域ネットワークを可視化する段階といえます。
取組例：日頃の挨拶や自治会・町内会が催すお祭りやイベントへの参加、施設の地域への開放、まちづくりや地域福祉の会議への積極的な参加等の活動が該当します。

Step2「**防災の意識づくり**」では、防災の観点から地域ネットワークの活性化を図る段階といえます。
取組例：リアルな被災経験を記録した「災害エスノグラフィー」を用いたワークショップなどの試みを実践することで、自然災害による被災時の経験を追体験し、防災を我が事化することができます。そして、防災に関する協議等を開始します。

Step3「**防災のひとづくり・仕組みづくり**」では、地域ネットワークを災害時にも機能するシステムとして充実・強化する段階となります。
取組例：防災計画づくりや体制づくり、防災訓練を実施することで、防災に関する人材育成や有効に機能する体制の整備、実効性のある災害対応が実現できるでしょう。

図7　地域ネットワーク構築のステップ

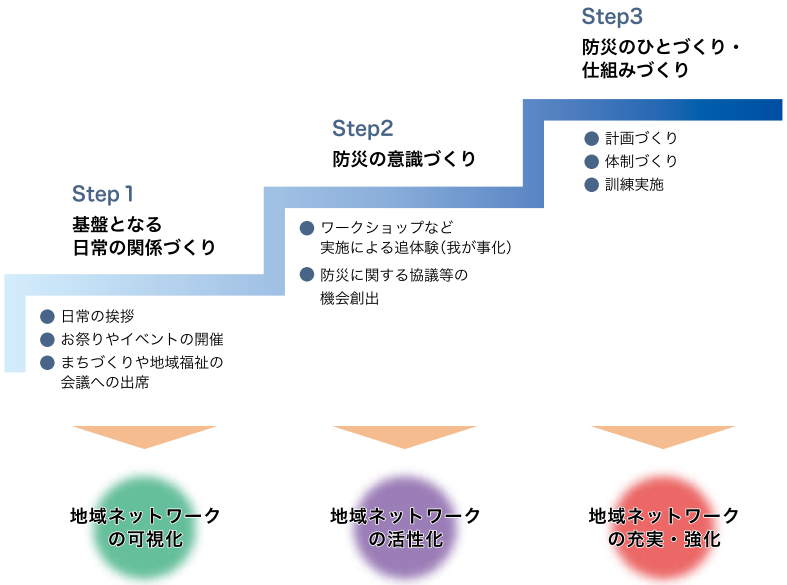

▶ 地域ネットワーク構築の構図④

地域ネットワークの充実化のプロセス

● 地域ネットワークは、「基盤となる日常の関係づくり」から「防災の意識づくり」の活動を経て、「防災のひとづくり・仕組みづくり」まで活動が展開し、「防災のひとづくり・仕組みづくり」を行うことで「基盤となる日常の関係づくり」がさらに充実していくという**繰り返しの関係性**にあるといえます。

● 活動の循環によって**地域ネットワークがさらに大きく展開・充実**していくことで、活動の展開や継続性の確保・向上を期待できます。

図8　地域ネットワークの循環構造と充実化のプロセス

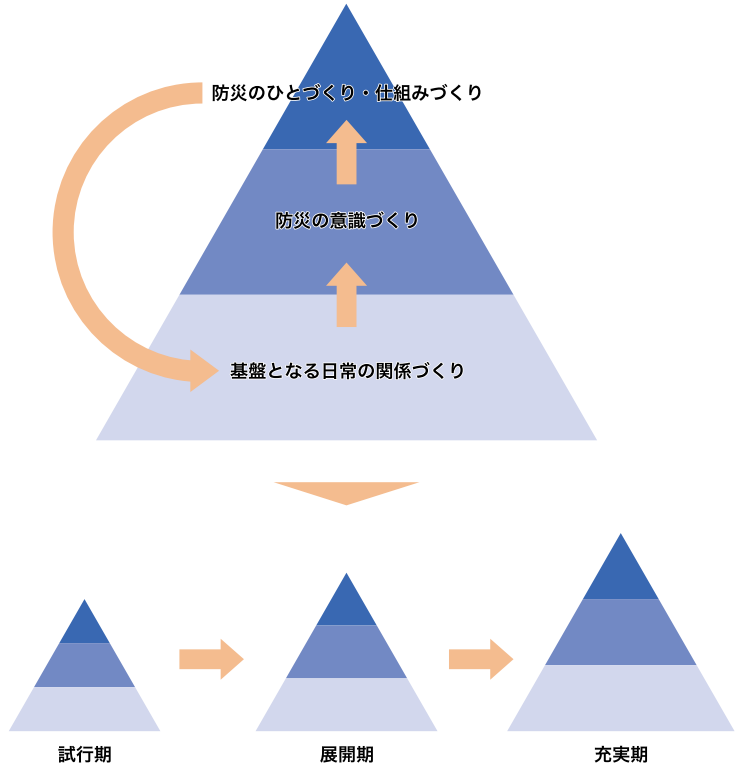

Ⅱ 事例編

▶ 事例一覧

No.	事例	自治体区分	名称	取材先		
				施設	地域	行政
1	「住民支え合いマップ」づくりによる地域ネットワーク構築	町村	群馬県榛東村（村域）	●	●	
2	高齢者施設と自治会・町会による地域ネットワーク構築	一般市	埼玉県富士見市 関沢地区（中学校区）	●		
3	行政による枠組づくりを活かした地域ネットワーク構築	一般市	愛知県あま市 伊福地区（小学校区）	●	●	●
4	「防災まちあるき」の実施による防災の意識づけ	中核市	大阪府吹田市 五月が丘地区（小学校区）		●	
5	医療・介護等事業所ネットワークと地域福祉ネットワークの協働	政令市	福岡県福岡市南区 鶴田校区（小学校区）	●	●	●

次頁以降では、各事例の取組プロセスを掲載しています。各取組を行った主体がわかるよう、以下のように色別で掲載しています。

施設 ：地域ネットワークに関わっている高齢者施設

地域 ：中心的に活動している地域の関係者・機関

行政 ：地域課題の解決や防災のひとづくり・仕組みづくりを計画的に進めている行政

▶ 事例1 「住民支え合いマップ」づくりによる地域ネットワーク構築

活動エリア／群馬県榛東村
活動単位／村域
人口：14,647人（R6.1時点）／ 高齢化率：27%（R6.1時点）

取材協力：榛東村社会福祉協議会
特別養護老人ホームしんとう苑

1 取組の概要

- 村内 21 自治会の地域支援者が集まり、自らの地区において要支援者および地域支援者をマッピングする「住民支え合いマップづくり」を通じて、高齢者施設と地域とのネットワークづくりを実現。
- 「住民支え合いマップづくり」の活動を通じて、避難行動要支援者の個別避難計画を作成。
- 村内の高齢者施設が福祉避難所として村内の福祉インフラとしての役割を担う。

2 取組の流れ

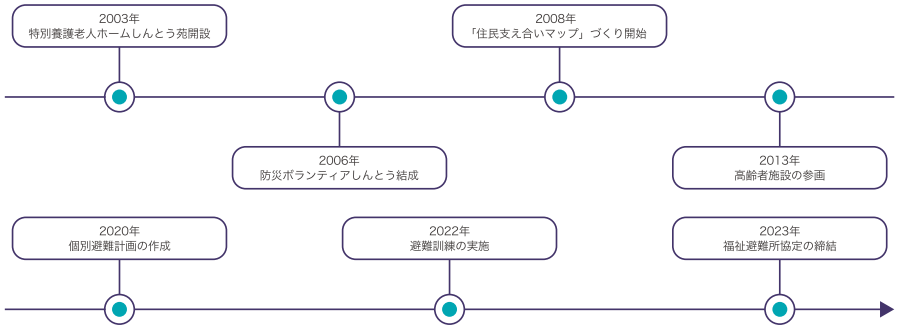

3 取組の関係図

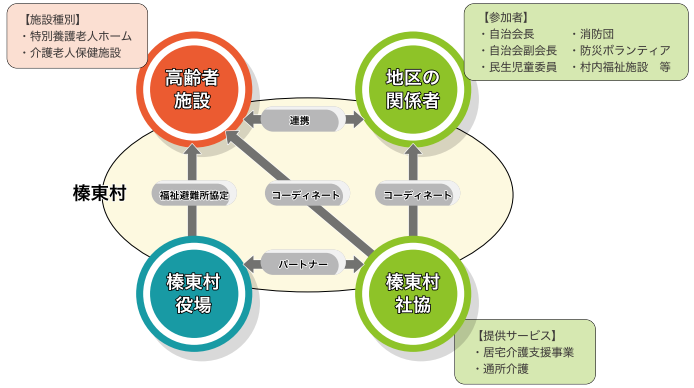

3 取組の展開プロセス

地域の防災意識が高まる土壌づくり

▶ コーディネーターである社協の経験　地域

- 2004（平成16）年、新潟県中越地震の際、全村避難していた山古志村へ農協（JA）や役場等から物資を集め、避難場所まで届けた。近所の方がビニールハウスに寄り添って避難しており、この光景が忘れられず、日頃の関係づくりの重要性を強く感じ、**自分たちもどのように日頃の関係づくりを進めるかという課題に直面したことがスタート**となっている。

▶ 防災ボランティアしんとうの結成　地域

- 2006（平成18）年度、**キーパーソンとなるような活動の主体となる方々を養成したいと考え、防災ボランティア組織を立ち上げた。**
- 防災ボランティアしんとうのメンバーは地元で仕事をしている人をメインで集めた。一番多いときには50名程在籍しており、現在は40名程在籍している。スーパーマーケット経営者から、電機屋、土木関係、工務店などなんでもできるメンバーが集まっている。
- 担い手確保が最大の課題。**野球チームに参加している人など若い人にも声をかける**等、さまざまなアプローチをして担い手を確保している。

基盤となる日常の関係づくり

▶ 地域貢献と人材育成の志向　施設

- 社会福祉法人は、現場で働いていくだけではなく、地域に対してそれなりの責務を負っているということを職員に意識してもらいたいと思っている。**現場の職員も経験年数を重ねると、外部の方との接点も求められるため、現場での仕事だけではなく、比較的若い職員に順番に地域に出向いてもらうようにしている。**

特別養護老人ホームしんとう苑

▶ 日頃の見守り事業との連動　地域

- 「安心カード設置事業」や「安心生活サポート事業」等の平時の見守り事業を行っている。これらの事業も「住民支え合いマップ」による地域との情報共有により可能となっている。**一見福祉とは関係のないような関係者とも手を組んで**、重層的に平時・有事の見守りを実現している。

POINT

- 地域に根付いている防災意識
- 民生児童委員や自治会長など多職種の関係者に参加を呼びかけ
- 地域で活動している若い人にも声をかけ、担い手を確保
- 社福法人の理念及び人材育成の観点から、積極的に地域活動に参画

防災の意識づくり

▶ 住民支え合いマップづくり　地域　施設

- 2007（平成19）年度から民生児童委員を中心に積み重ねてきたものから移行して、避難行動要支援者登録という制度で同意方式ならびに手上げ方式に基づいて作成している。民生児童委員の6.1調査をすべて社協に提供してもらえることになっている。
- **毎年11月にマップづくり**を実施。ここでは、**話し合う場の持つ力を重視**している。
- 手順としては以下の通り。
  ①社協が独自で作成した状態区分に基づいて、各自治会の避難行動要支援者を以下のように分類する。
  - ✓S（専門職での事前避難が必要な方）
  - ✓A（専門的支援が必要な方）
  - ✓B（一般避難所での生活が困難・福祉避難所利用の検討）
  - ✓C（一般支援や見守りで生活可能）

  ②上記の分類に基づき、避難支援者を決める。
  例：SとAの一部の方（近隣での避難支援が難しい方）：社協職員等
  B、C：近隣住民の方
  ③地図上に、避難支援が必要な人を色分けし、塗りつぶしたり、点線で囲ったりする。
  ④対象者の意向や近所との関係性も確認したうえで、複数の避難支援者を決める。
- マップづくりを行う上で、以下の点に留意している。
  - ✓毎年、マップづくりを行うために、**最新の情報を持ち寄ることで、情報が更新**される。
  - ✓名簿登録や情報開示に同意していない方は、民生児童委員から地域包括支援センターにつないで、働きかけを行う。
  - ✓1人の避難支援者に負担がかからないよう、調整をしている。
  - ✓1人の避難支援者が担当する要支援者は、**最大5～6人まで**。その方々をインプットしてイメージできるようにし、**主体的に動いてもらえるようにしている**。

。

▶ 住民支え合いマップづくりへの高齢者施設の参画　施設

- 毎年、榛東村社協の呼びかけにより、中・重度の避難行動要支援者の個別避難計画を作成する取組に、民生児童委員や自治会長、消防団員等と共に法人として出席している。
- 当施設が所在している自治会に所在する施設として、近隣の住民のうち、要支援者は当施設へ避難する協定を締結している。

住民支え合いマップづくり

POINT

- 様々な地域関係者が一同に会して、互助の関係性と最新の情報を可視化
- 話し合いの「場」の持つ効果を最大限に活用
- 地域の一員として高齢者施設が参画

防災のひとづくり、仕組みづくり

▶ 個別避難計画の作成　地域　施設　行政

- マップづくりの経験をベースに、2020（令和2）年から個別避難計画の作成を開始。
- **個別避難計画作成に当たっては、マップづくり後に福祉専門職による会議**を実施。（社協の職員や役場の防災担当、高齢担当、地域包括支援センターの社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等）
- 避難支援が必要な人の最新の情報をもとに、適切な避難場所、避難経路、避難支援者の確認等の情報を整理し、個別避難計画を作成する。

▶ 避難訓練の実施　地域　施設　行政

- 2022（令和４）年10月、個別避難計画に基づいた訓練を実施。
- 内容：車いすを利用している避難行動要支援者を福祉避難所に避難させる訓練。並行して、自力避難可能な方はコミュニティセンターへ避難してもらうというもの。
- **訓練の結果を踏まえ、高齢者施設との福祉避難所に関する協定締結の必要性**が明らかとなった。

▶ 指定福祉避難所の協定締結　施設　行政

- 榛東村と特別養護老人ホームしんとう苑並びに介護老人保健施設喜望峰の間で、他の地区で被害が発生し、かつ施設が稼働していることを条件として、2023（令和５）年11月に福祉避難所の協定を締結。
- 内容：一般避難所で避難生活を送ることが難しい要支援者をあらかじめ名簿登録を行った上で、有事の際には避難所へは行かずに当施設へ直接避難してもらうこととしている。

POINT

- 「住民支え合いマップづくり」を基に個別避難計画を作成
- 個別避難計画をもとに行った訓練で顕在化した課題をもとに、福祉避難所協定を締結

5 取組の効果

- 2019（令和元）年台風19号の際、住民が自主的に避難行動に取り組めたのは、非常に大きな成果だったと思う。このような活動がどんどんできるようになることで地域住民のつながりが生まれてくると思う。【地域】
- あらかじめ名簿を入手することにより、より安全を考慮した準備を整えることができる。【施設】

6 取組の課題

- 担い手確保が最大の課題。野球チームに参加している人など若い人にも声をかける等、さまざまなアプローチをして、担い手を確保している。【地域】
- 福祉避難所指定は受けているものの、受け入れ対象はあらかじめ名簿に記載された要支援者のみであり、想定外の避難者への対応が今後検討が必要である。【施設】

7 今後の展望

- 2024（令和6）年能登半島地震でも本当に隣近所での助け合い（＝近助）がどれだけ重要かということが認識されたと思うので、全地区で個別避難計画づくりにつなげたい。【地域】
- 福祉避難所協定を締結することにより、中・重度の避難行動要支援者に対する役割を発揮できる機会ができたと感じている。村内には入所施設は2ヶ所しかないので、福祉避難所としての役目は継続していけるよう努力したい。【施設】

▶ 事例2 高齢者施設と自治会・町会による地域ネットワーク構築

活動エリア／埼玉県富士見市関沢地区３丁目
活動単位／単位自治会
人口：113,197人（R6.2時点）／高齢化率：24%（R6.2時点）

取材協力：関沢みずほ苑（認知症高齢者グループホーム/小規模多機能型居宅介護事業所）

1 取組の概要

- 関沢みずほ苑（認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所）と地域の町会が災害時相互援助協定を締結。
- 業務継続計画（BCP）において、地域の連携先として協定を締結している町会を明記し、災害時を想定した相互援助の関係を構築。
- 高齢者施設での防災訓練に地域住民が参加している。

2 取組の流れ

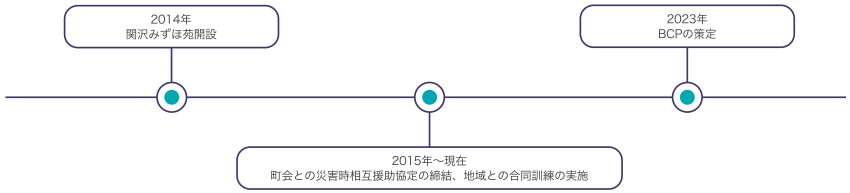

3 取組の関係図

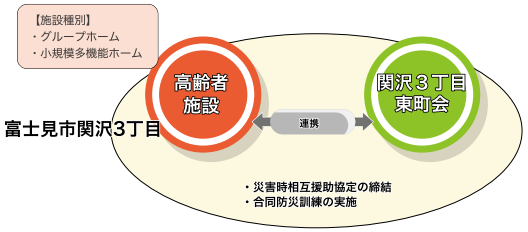

4 取組の展開プロセス

基盤となる日常の関係づくり

▶ 地域でのイベントへの参加　地域　施設

- 施設が地域でのイベントに参加することが多い。
- 自治会・町会主催で子ども向けのお祭りが開催されており、利用者と職員が参加して、屋台で飲食したり等を楽しんでいる。地域の方と良好な関係性を構築している。

▶ 施設でのイベント開催・地域活動への施設の開放　地域　施設

- 法人主催で子ども食堂や生活困窮者の支援やボランティアの受け入れを行っている。
- **当施設でも8月に夏祭りを実施したり、12月におでん会**を催しており、町会に参加を呼び掛けている。
- 他にも、以下の取組を実施している
  - ✓施設独自で、月１回、自主サロンを開催
  - ✓健康講話や職員とゲーム、食事をするという活動も実施
  - ✓月2回、自治会・町会主催の健康体操会での会場貸し出し
- 地域活動を増やしていくことで、**高齢者だけではなく子どもまで幅広い世代の方に施設知っていただくことが地域連携を図るうえで重要**になる。
- また、このような関係性が**防災に関するテーマで取り組む際にも話がしやすくなる**と感じる。自治会・町会からも協力すると言われているし、施設からもイベント等で協力してほしいことがあれば協力すると話している。

▶ 施設職員に対する地域連携の意識づけ　施設

- 小規模多機能ホームの利用者送迎時に近所の方とお会いした際には、ご挨拶するように職員に伝えている。そうすることで、**挨拶した際にも最近の困りごとの相談を受けたり、お菓子を持ち寄ってもらう**こともあり、施設と地域が交流するきっかけともなっている。
- 小規模多機能ホームでは、普段利用者へのレクリエーションを行うが、地域とのイベントを実施すると、女性の方が多く参加する。叱咤激励の声掛けがなされる時もあり、**地域の方を楽しませることや関係構築ができると職員の自信にもなる**。

POINT

- 地域のイベントにこまめに参加し、年代を問わず、良好な関係性を構築
- 施設を日頃の地域活動の拠点として開放
- 施設職員に対し、地域とのつながりを意識づけ（人材育成）
- 日頃の関係づくりを通じた、防災に関する取組への展開

防災の意識づくり

▶ 施設が所在する町会と災害時相互援助協定の締結　地域　施設

- **2015（平成27）年10月、施設が所在する町会と災害時相互援助協定の締結（施設が開設した2015（平成26）年の翌年）**。当時の施設長が施設開設にあたり、町会に挨拶に赴き、説明しに行った。
- 協定の内容：関沢みずほ苑で火災があった場合、地域の方に避難誘導の協力をしてもらう。逆に、地域で火災があった場合、当施設職員が消火活動や連絡調整の協力を行う内容の協定となっている。

▶ 年６回にいたる防災訓練の実施と工夫　施設

- 介護施設は火災が発生した際にも大変危険な状態となる。そのため、**利用者および家族にも安心していただけるよう、年6回防災訓練を実施**するようになった。
- 訓練の頻度と内容： 2か月に1回はいずれかの防災訓練を実施：
  - ✓総合訓練（4月、10月に地震を想定）
  - ✓避難訓練と通報訓練（各年2回）
- 防災訓練を行う上での工夫：
  - ✓**新人職員や事務職員等の訓練参加**。例えば、利用者が間違って火災報知器を押してしまうこともあるため、その際の対応（復旧作業の手順や消防署への誤報の連絡）なども訓練している。
  - ✓同一建物内で複数の事業所を運営していることから、**各事業所から必ず訓練に参加する人数を指定**し、各事業所で災害発生時に備えられるようにしている。

▶ 運営推進会議を通じた防災の話し合い　地域　施設

- 年1回行う運営推進会議のサービス評価項目として「地域との防災」に関する項目があるため、その際に地域関係者と防災に関する話をする。
- 運営推進会議において地域のイベントの開催状況を確認することもある。関沢地区が主催する防災訓練（年1、2回）が行われる際に施設職員や利用者が参加することもある。

POINT

- 災害時相互援助協定を結び、地域との関係性を見える化
- 防災の取組強化による職員の意識向上

防災のひとづくり、仕組みづくり

▶ 業務継続計画（BCP）の策定と業務継続計画（BCP）への連携先の記載　施設

- 当法人では、通所・訪問系と入所系でそれぞれ**自然災害と感染症の業務継続計画（BCP）**を策定している。
- 自然災害に関する業務継続計画（BCP）の基本方針（３つ）：
  ①入所者・利用者の安全確保、②サービスの継続、③職員の安全確保。
- 「他施設、地域連携」の部分では、平常時からの他法人・他施設との関係構築や協定書のみならず、普段からの良好な関係構築を図ることの重要性を記載している。具体的な連携先として災害時相互援助協定を結んでいる東町会や所属している事業者団体を記載している。

▶ 地域との合同防災訓練の実施　地域　施設

- 施設で実施する法定訓練に地域住民からの参加を得ている（民生委員、運営推進会議メンバー）。
- 消防署の立ち合いのもと、消火器を用いた消火訓練を実施した。
- 避難訓練実施の案内は運営推進会議を通じて案内したり、チラシを作成して配布している。

避難誘導訓練

煙体験訓練

POINT

- 施設の業務継続計画に地域連携先を紐づけ
- 法定訓練に地域住民の参加を得て、地域連携による実効性を確保

5 取組の効果

- 災害時に避難できる、何かあったら相談できるなど、地域の方にとって、何かあったときのよりどころとなっており、地域の安心感をもたらせていると感じている。【施設】
- また、年６回の訓練の実施を通じて、職員の意識が高まっていると感じている。

6 取組の課題

- 地域住民との総合訓練の内容が定型化・マンネリ化しているとも感じたので、工夫する必要性があると感じている。
- 当施設でも福祉避難所として被災者を受け入れられることを想定しているが、実際に受け入れることになった場合の対応まではまだ詰め切れておらず、今後、さらなる検討が必要。

7 今後の展望

- 地域住民がいつでも気軽に施設に立ち寄って入ってこられるようにしたい。**子ども食堂やお祭り等で交流する場や機会を増やしていくことで、少しでも距離感を縮めて顔なじみの関係をつくっていきたい**と考えている。
- 職員がコロナウイルスに罹患し、人手の確保が難しくなった時、近隣の特別養護老人ホームの施設長から声掛けや差し入れをいただいたことがあり、施設・事業所間での助け合いは重要であると感じた。そのため、今後も施設・事業所間の連携をさらに連携を深めていきたい。

▶ 事例３ 行政による枠組づくりを活かした地域ネットワーク構築

活動エリア／愛知県あま市七宝町伊福地区
活動単位／小学校区
人口：88,729人（R6.1時点）／高齢化率：26%（R6.1時点）

取材協力：あま市高齢福祉課・あま市危機管理課
グループホーム ポプラ
小規模多機能型居宅介護施設ふくじゅそう
伊福地区自主防災会

1 取組の概要

- 愛知県の「認知症災害時支援モデル事業」を活用し、行政によるコーディネートの下、伊福地区内の高齢者施設と自主防災会等の地域団体が参画した地域ネットワークを構築。
- 日頃の関係性に基づき、防災講義やワークショップによる防災の意識づけ、さらに高齢者施設・地域住民の合同避難訓練の実施、防災マニュアルづくりを行う。

2 取組の流れ

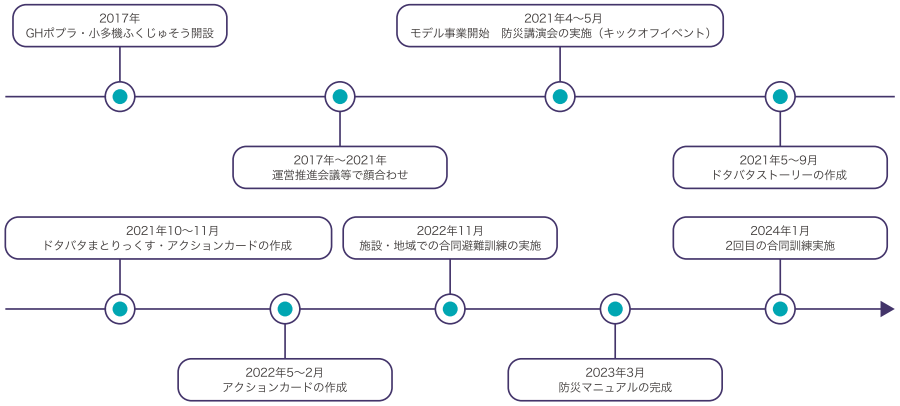

3 取組の関係図

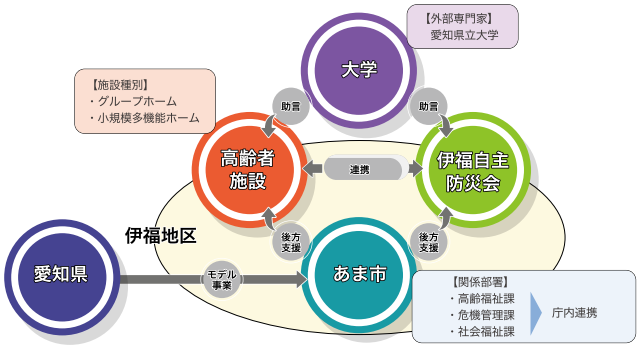

4 取組の展開プロセス

基盤となる日常の関係づくり

▶ 施設開設以前から始まった良好な関係性　地域　施設

- 施設の開設前に地元説明会を行った。その時から伊福自治会は協力的であり、会場等を貸していただくなど、開設前から協力関係を築けたことは大きかった。

▶ 施設の運営推進会議や認知症カフェを通じた顔合わせ　地域　施設

- 2ヶ月に1回開催する運営推進会議に区長やコミュニティの方、民生委員等に関わっていただいている。
- GHポプラ・小多機ふくじゅそうでは認知症カフェも行い、地域の方にもお越しいただいている。
- 地域、施設、お互いの行事への参加を通じた交流により、情報交換や協力体制ができていると感じている。

▶ 継続性を担保するための地域組織づくり　地域

- 約10年前から、あま市が補助金を出している事業に手を挙げ、３世代の交流で地域活性化を目的とした組織である「コミュニティ推進協議会」を立ち上げ、施設入所者や子どもたちが集まる祭りや流しそうめんなどの様々な活動を継続している。こうした、**地域の活動に参加する人たちの目に見えない、思いやり、支えあい、助け合いの精神や雰囲気があるので、地域の信頼関係につながっているように思う。**
- 伊福地区ではコミュニティ推進協議会が自治会とは別組織として存在しており、活動の継続が可能。区長をトップに、自主防災会、コミュニティ推進協議会、子ども会等の取組を行っており、自治会とも良好な関係で進めている。

「認知症災害時支援モデル事業」への参画

▶ 高齢者福祉に関する計画への「災害対応」の記載　行政

- 第8期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画に、高齢者の災害に関する体制整備を盛り込んだはいいものの、どのように具体的に進めるかを模索していた。
- この時期は、コロナも含めた災害対策を求められている時期でもあったので、高齢者施設利用者を守る必要性もあり、取り組まなければいけないメインテーマの一つだったので、モデル事業に手を挙げた。

▶ 施設の防災力強化につながるいい機会と判断　施設

- 当時は開設して間もない時期だったので、施設を軌道に乗せるのが精いっぱいで、防災に関することにほとんど取り組めてなかった。そこで、施設としても防災について考えるきっかけになるかなと思い、モデル事業への参画を決めた。

▶ 通常の地域防災への危機感　施設

- 毎年9月の防災月間に、避難所である伊福小学校の体育館で防災訓練を行っている。しかし、防災訓練には、100名以下しか集まらず、このままでは、いつ起きるかもわからない南海トラフ地震への備えとして不十分と懸念していたところ、モデル事業への参画について話をいただいた。

GHポプラ・小多機ふくじゅそう

POINT

- 継続可能な地域組織づくり
- 施設と地域の顔の見える関係
- 各主体の「防災」に対する危機意識と行政からのきっかけづくり
- 地域課題の解決手法としての、県の事業の活用

防災の意識づくり

▶ モデル事業プログラムの企画　行政

- 愛知県の助言もいただきながら、2年間のスケジュールや枠組をあま市が企画した。
- 目的設定：
  ①高齢者施設と地域それぞれの生きた災害対策マニュアル作り
  ②日常的な関係づくりを通じた、災害時にも協力しあえる体制づくり
  ③取組を通じた、地域の介護力の向上、日常の地域福祉の課題解決
- 取組を進めるうえで、市として工夫したこと：
  市として目的や方針を押し付けない。自主的な考えを尊重する。
  1年目は市の考えは伝えず、講義やワークショップに集中してもらった。
  2年目から少しずつ、連携できるところがないか等の話し合いを進めながら、手探りで進めていった。

▶ モデル事業プログラムの実施、参画　地域　施設　行政

- 防災講演会の実施：
  ✓施設職員、自主防災会を対象にそれぞれを対象に、愛知県立大教授による講義を実施。
  ✓講師の話を聞いたり、ビデオを観る機会があると、「やらなければいけない」という実感がわく。外部から専門家が来ることはとても影響が大きい。

施設職員に向けた講義

- ドタバタストーリー・ドタバタまとりっくすの作成：
  ✓ドタバタストーリーとは、災害時に起こりうる小さな出来事の集まりのこと。
  ✓ドタバタストーリーで抽出した課題をカードに記入し、ドタバタまとりっくすに分類した。
  ✓大地震が起きた場合を想定したドタバタストーリーづくり・ドタバタまとりっくすづくりを行い、認識を強化した。
- アクションカードの作成：
  ✓ドタバタまとりっくすで整理したイベントに対する対応を記入したアクションカードを作成。
  ✓継続してアクションカードの修正・追加を行い、マニュアル作成へ生かした。

ドタバタまとりっくす

アクションカード

POINT

- 外部の専門家による講義やワークショップで「防災」を我が事化
- 我が事化で生まれたアイデアを具体的なアクションに落とし込む

防災のひとづくり、仕組みづくり

▶ 地域の関係者が集まった合同避難訓練　地域　施設　行政

- 台風接近に伴う水害を想定し、自宅での垂直避難が困難な方をGHポプラ・小多機ふくじゅそうまで避難させるための訓練を施設・自主防災会合同で実施した。
- 訓練の実施した際には、なるべく忘れないうちに文字に起こして振り返りができるよう、「合同避難訓練の実施報告」としてまとめた。

▶ 防災マニュアルの作成　地域　施設

- 施設と自主防災会の2本立てで災害時における防災マニュアルを作成。ドタバタまとりっくす・アクションカードづくりで整理した対応事項や合同避難訓練の結果を踏まえ、マニュアルの改善、更新を図った。
- マニュアルは些細な点から対応を考えていき、取り組みを進めていくにつれて想定ができる内容を追加されていく。
- 施設で作成した災害対策マニュアルは自助のマニュアルでもありつつ、地域住民を救えるマニュアルにもなっていると考えている。地域との合同訓練を踏まえて、地域住民が避難した場合の内容も追記した。

施設・地域での合同避難訓練

POINT

- 合同避難訓練を実施し、課題を把握
- 防災マニュアルとして形にし、PDCAを回すことで実効力を向上

5 取組の効果

- 防災をテーマとしてさらに関係を強化できることができたと感じている。防災に関して高齢者施設と地域が一体となり、地域の企業（運送会社）を巻き込んで一体的に活動している地域は他にない。【施設＆地域＆行政】
- モデル事業を契機として、危機管理課と連携するなかで、避難行動要支援者名簿や福祉避難所の取り扱いについても考え始めた。【行政】

6 取組の課題

- コロナ禍での実施ということもあり、もう少し密に関係者と協議したり、愛知県立大学の先生にも足しげく訪ねてもらい、打合せができるとよかった。【施設＆地域＆行政】
- 施設と自主防災会との合同打合せを密に行いたかったが、対面で集まる人数を制限せざるを得なかったり、スケジューリングがうまくいかなかったことが苦労した点である。【施設＆地域＆行政】

7 今後の展望

- 自主防災会や高齢者施設のモデルの取組として、これまでのプロセスやセオリーを周知啓発していきたい。危機管理課や高齢福祉課、社会福祉課、障がい福祉課などの関係部署が同じ目線で子どもから高齢者まで含めた一体となった施策を進めていく必要があると考えている。【行政】

☞愛知県「認知症災害時支援モデル事業」の詳細は**こちら**
https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chiikihoukatu/ninchishou-saigaishien-model.htm

▶ 事例4 「防災まちあるき」の実施による防災の意識づけ

活動エリア／大阪府吹田市五月が丘地区　　取材協力：吹田市社会福祉協議会
活動単位／小学校区
人口：382,219人（R6.2時点）／高齢化率：23.7%（R5.9時点）

1 取組の概要

- 高齢者生活支援体制整備事業「地域検討会」の枠組みを活用し、小学校区単位の地域ネットワークを構築。活動の一環として、スマホアプリを活用し、地域住民が事業所や地域内の防災拠点をまわりながら防災クイズに解答し、ゴールを目指す「防災まちあるき」を実施。
- 認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設が防災拠点として参画。

2 取組の流れ

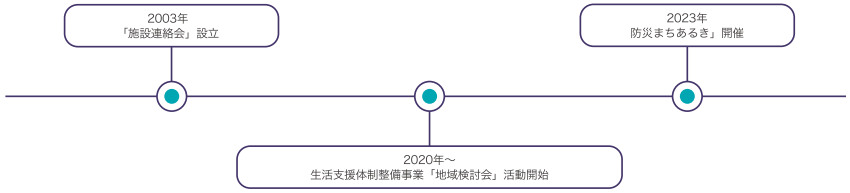

3 取組の関係図

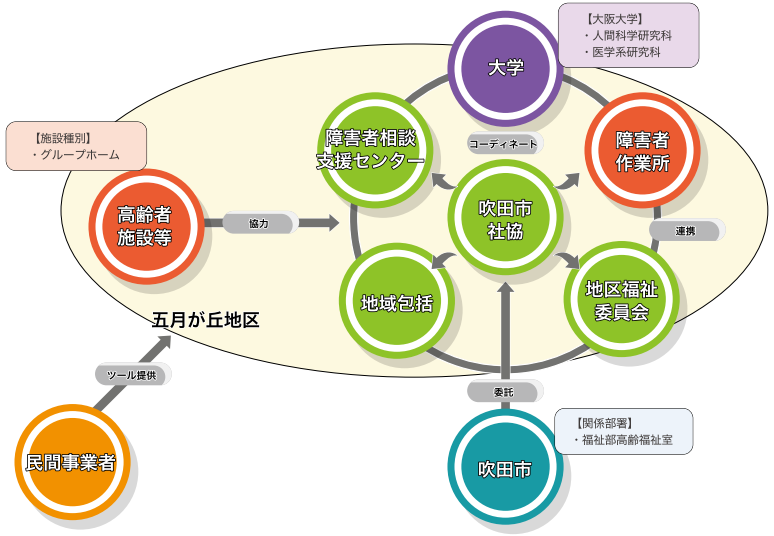

4 取組の展開プロセス

基盤となる日常の関係づくり

▶ 「施設連絡会」のつながり　地域　施設

- 2003（平成15）年に「施設連絡会」が設立された。
- 吹田市社会福祉協議会が事務局を務める「施設連絡会」には、吹田市内にある100施設以上が加盟し、施設同士の交流や施設による生活困窮者支援、被災地への支援などを行っている。
- **社協が「施設連絡会」と地域との関係をバックアップしてきたことが、五月が丘地域検討会で開催した「防災まちあるき」に多様な主体による主体的な参画のベース**となっている。
- 高齢者施設が「防災まちあるき」に参画した経緯：
  20年間の施設連絡会の活動を通じて、施設連絡会の活動が地域貢献のための活動であり、自分たちは一参加者だということを理解してもらっている。そのため、スタンプラリー の拠点として快く受け入れてもらい、施設を知ってもらうことに喜んでいた。

地域連携の体制づくりに取り組むことになった背景

▶ 生活支援体制整備事業「地域検討会」の開催　地域　施設

- コロナ禍の最中である2020（令和2）年度から五月が丘の「**地域検討会**」がスタートした。当初は地元の福祉委員会、大阪大学の学生、吹田市社協が構成メンバーであった。
- 「防災まちあるき」に取り組むことになった背景：
  - ✓2022（令和4）年度に地域の福祉施設と地元のスーパーを拠点とした紙ベースのスタンプラリーの実施を企画したものが活動の土台
  - ✓五月が丘地域検討会で2023（令和5）年度の重点テーマを決めるにあたって、参画団体から前年度のスタンプラリーをブラッシュアップしたいという意見が出された。
  - ✓加えて、関東大震災から100年、大阪北部地震から5年という節目の年として「防災」にクローズアップしたほうがよいという意見から「地域防災」というキーワードが加わった。
  - ✓さらに、地域包括支援センターから、コロナ禍で他者との交流が途絶え、高齢者の社会参画が難しくなり、体力の低下や認知症リスクの高まりが懸念されることから認知症対策ができないかという意見も挙げられた。
  - ✓参画メンバーの一つである障害者作業所からは障害者も一緒に楽しめる取組にしたいという地域共生のキーワードがさらに追加された。
  - ✓「みまもり」を目的としたアプリの活用が紹介
- **すべてのキーワードを網羅できる！と、認知症高齢者のみまもりアプリを活用した企画をスタート**した。

POINT

- 「施設連絡会」による地域活動と関係構築の積み重ね
- 地域の多様な参加者が自由に意見を言い合える場（地域検討会）の設定
- 多様なキーワードを結びつけて企画化

防災の意識づくり

▶ 「防災まちあるき」の開催　地域　施設

- 目的：
  この取組を行うことによって施設と地域同士で顔と名前がつながるようになり、地域住民が災害時にも施設を気にかけるような発想に至ることをめざす。
- 開催時期：
  2023（令和5）年11月27日（日）
- 開催エリア：
  大阪府吹田市五月が丘地区
- 概要：
  - ✓地域で暮らす多様な地域住民が「防災」をテーマに交流するため、地域の事業所や防災拠点等を回り、参加者同士で助け／助けられながらスタンプラリーや防災に関するクイズを実施。
  - ✓スタンプラリーや防災クイズでは認知症の人に優しい街作り支援アプリ「みまもりあい」アプリを活用することで「防災まちあるきの参加者＝住み慣れた地域で認知症高齢者の支援者」としてイベント終了後も同アプリでの認知症高齢者捜索協力を呼び掛ける。
  - ✓五月が丘地区を東西南北に分け、グループで協力してスタンプラリーをしながらゴールをめざす。それぞれのルートには５か所の拠点があり、防災クイズを解いてキーワードを集め、キーワードからゴールの場所を読み解く。

アプリを用いた防災クイズ

「防災まちあるき」の様子

「防災クイズ」に解答する様子

認知症高齢者グループホーム

▶ 関係者の巻き込み　地域　施設

- **活動を続ける中でメンバーから参画者を増やそうという意見が出る**など、地域住民の主体性が発揮されている。
- **それぞれの参加者がwin-winの関係になることを意識**している。各者にとってのメリットを主催者が考える。

POINT

- スマホアプリを使って楽しく防災を学習
- 事前に高齢者施設等を訪問し、施設概要等をインタビューしてアプリで聞けるようにした
- 主催者や参加者が共にwinになるように意識

5 取組の効果

- 地域住民が施設まで歩き、建っている場所を認識し、**施設の周知ができたことが成果の一つ**として挙げられる。
- 「防災まちあるき」の取組を行うことで、**当事者（障害のある方）の win もしっかり確保**できた。写真撮影等を担い、参画することで自らも地域との関わりを持つことができている、役割を担えているという感覚を持ち、**取組を支えることができた誇らしさ**を感じていた。
- 多様なセクターが得意分野を持ち寄って関わったことで、自分事と感じられている。楽しみながら継続できる。
- また、多様なセクターが関わったことで、**自分と異なる立場の人や地域の知らなかった情報を知る機会**となっている。地域団体と施設というような 1 対 1 の関係ではなく、幅広い住民層が参画したことで、住民・施設等の交流の幅が広がり拡散している。

6 取組の課題

- もう少し幅広く周知したい。参加者や参画メンバーにしても多様な人々に参画してもらいたい。
- チラシ 1 枚だけでも関心を持ってもらえるようにできれば、地域防災や認知症予防や多世代共生などの取組もしやすくなるだろう。そのためには**参加者に無理なく参加してもらえる工夫が必要。**

7 今後の展望

- 他地区では**大学生が来ることが参加のモチベーション**にもなっている。高齢者からすれば大学生の存在は心の拠り所や楽しみになっている。**小・中学校がある地域のメリットを最大限に生かして、参加者を増やしていきたい。**
- 地域内の多様な団体とコラボし、地域全体で防災に取り組めるとよい。今回の「防災まちあるき」では、福祉の文脈で防災に取り組んだ形となっているが、それだと自分は福祉に関係ないと考えている人々を巻き込むことが難しい。**災害は普段の生活の延長にあるので、誰にも等しく関わってくる。そのため地域一丸となって取り組むことが重要**と考えている。

▶ 事例5　医療・介護等事業所ネットワークと地域福祉ネットワークの協働

活動エリア／福岡県福岡市南区鶴田校区
活動単位／小学校区
人口：1,594,160人（R6.2末時点）／高齢化率：22.3%（R6.2末時点）
＊(参考)鶴田校区【人口：7,277人(R5.9末時点)/高齢化率：31.9%(R5.9末時点)】

取材協力：株式会社ディアマインド
鶴田校区自治会協議会
福岡市南区地域保健福祉課

1 取組の概要

- 南区内では主に小学校区や圏域単位において、医療や介護、企業等の事業所が協力・連携し活動する「医療・介護等事業所ネットワーク」が結成されている。
- 鶴田校区では医療・介護等事業所ネットワーク「チームつるた」が結成され、いつまでも住み慣れた鶴田校区で安心して暮らせるための活動を地域の方と共に取り組みたいとの思いを持って地域活動に取り組んでいる。
- また地域側では鶴田校区自治協議会が主導する地域福祉ネットワーク「チーム鶴田」が結成され、地域全体での見守り、支え合い、助け合う取組を行っている。
- 2018(平成 30) 年の豪雨災害の際には、地域福祉ネットワーク「チーム鶴田」が中心となって避難所運営に取り組み、医療・介護等事業所ネットワーク「チームつるた」が避難対応協力を行った。

2 取組の流れ

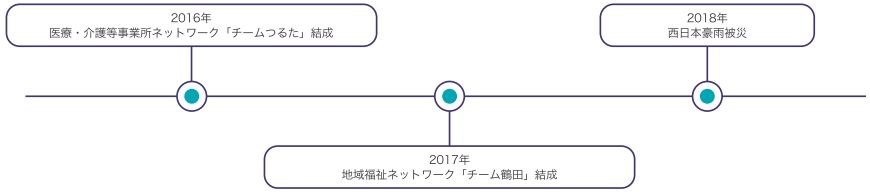

3 取組の関係図

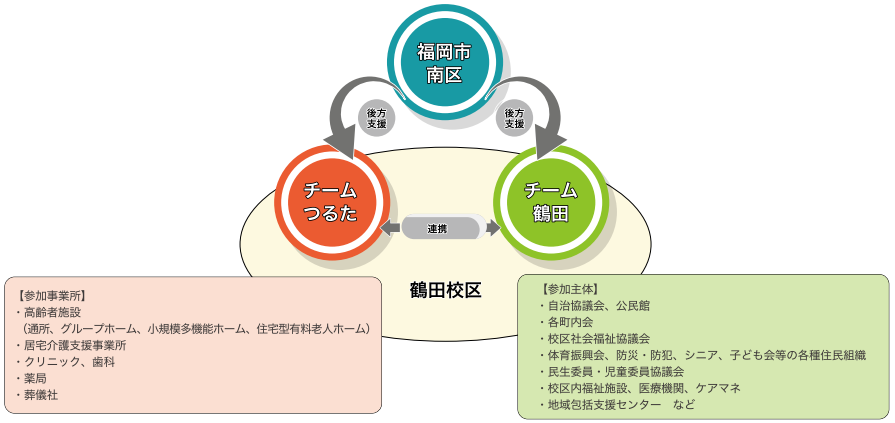

4 取組の展開プロセス

基盤となる日常の関係づくり

▶ 医療・介護等事業所ネットワーク「チームつるた」の結成　地域　施設

- 2016（平成 28）年、福岡市南区の鶴田校区を担当する地域包括支援センターである「南第６いきいきセンターふくおか」による呼びかけから、鶴田校区にある介護事業所が集まり「チームつるた」（事業所ネットワーク）の結成がなされ、趣旨に賛同した医療機関等も加わっていった。
- 「チームつるた」の概要：
  - ✓結成年月：2016（平成28）年
  - ✓活動内容：健康フェスティバル、お楽しみ食事会での送迎支援や出し物、みまもりネットワーク研修会での施設見学、認知症カフェの参加、体操、災害時での避難対応協力など。
  - ✓定例会で、地域で開催するイベントの協議等を行っている。
  - ✓2か月に1回事業所の定例会を同じ中学校区である老司校区の医療・介護等事業所ネットワークである、「スマイル老司」と合同で開催。

▶ 行政による後方支援　行政

- 南区では「医療・介護等事業所ネットワーク」を地域のインフォーマルな社会資源として立ち上げを支援し、2020（令和 2）年 10 月までに南区内に 16 の事業所ネットワークが結成されている。
- 地域包括支援センターをはじめ、社会福祉協議会や行政内の関係各課と連携し「医療・介護等事業所ネットワーク」を地域住民組織とつなげ、連携した取組につながるよう支援している。

▶ 地域福祉ネットワーク「チーム鶴田」の結成　地域　施設

- 2017（平成 29）年、地域包括ケアシステムの枠組みで住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けていくことを目指し、自治協議会の各種団体、病院、地域包括支援センター、福祉事業所等も含めた、地域福祉ネットワークとして「チーム鶴田」が立ち上がった。
- 社会福祉協議会で実施していた、「ふれあいネットワーク」をさらに拡充させた**「見守り」「支え合い」「助け合える」ネットワークとして、向こう三軒両隣の精神**で活動している。

▶ 医療・介護等事業所ネットワーク「チームつるた」と地域との関係構築　地域　施設

- 医療・介護等事業所ネットワーク「チームつるた」の代表が地域に対し「事業所として地域に対して協力できることはないか」という提案から関わりが始まった。
- **地域側では「チームつるた」　の事業所に対し、自治協議会に関することや地域の行事に関する研修会を1年間行った。**また、次年度からは事業所側が地域に対して施設見学等の勉強会を行うなど、相互にコミュニケーションをとりながら今後の取組について話合いを進めていった。
- 「チームつるた」代表は鶴田校区民生委員児童委員協議会の会長（鶴田校区自治協議会の防災委員も兼任）と以前からつながりがあり、たまに校区の手伝いをするなど一定の関係性があった。**医療・介護等事業所ネットワークができてからは、会長（キーパーソン）を通じて地域課題を共有したり、医療・介護等事業所ネットワークを地域につなげてもらっていた。**

POINT

- 地域包括ケアシステム構築の一環で結成された医療・介護等事業所ネットワーク
- 地域主導による地域福祉ネットワークの結成
- 医療・介護等事業所ネットワークと地域福祉ネットワークが関係構築

防災の意識づくり

▶ 地域キーパーソンの問題意識　地域

- 1995（平成7）年、神戸市に出張した直後に阪神淡路大震災が発生したという、地域のキーパーソン自身の経験や、2005（平成17）年に発生した福岡市西方沖地震をきっかけに、鶴田校区内に防災組織を立ち上げる必要があるとし、地域での取組に繋がった。

▶ 2018（平成30）年西日本豪雨被災時の相互支援　地域　施設

- 2018（平成 30）年の豪雨災害の際には、3 日間にわたり避難所運営を行った。福岡市南区でもかなりの大雨が降っており、土砂災害警戒区域が市全体で 80 校区に拡大され、鶴田校区も指定地域となったため、公民館が災害対応本部及び避難所として開設された。早朝にがけ崩れが発生するなど、人的被害はなかったものの、予断を許さない状況であった。緊急避難指示が発令されたため、住民の避難行動を呼びかけた。
- 医療・介護等事業所ネットワーク「チームつるた」に参加する医療機関や福祉施設等を中心に、避難してきた高齢者の健康チェックやバイタルチェック、また公民館から高齢者施設への二次避難のための移送を行った。

▶ 被災経験による相互支援の重要性を認識　地域　施設

- 地域にとっても、**2018（平成30）年西日本豪雨の際に「チームつるた」が支援に入ったことで、医療・介護等事業所ネットワークの意義を認識するきっかけとなった。**
- 平時における地域との信頼関係や顔なじみの関係があったからこそ、医療・介護等事業所ネットワーク「チームつるた」としてすぐさま災害援助に取り組むことができた。

POINT

- キーパーソンの経験に基づく防災の「我が事化」
- 被災経験により地域ネットワークによる相互支援の重要性を認識

防災のひとづくり、仕組みづくり

- 鶴田校区自治協議会では、被災経験をふまえ、継続的に以下の取組を行っている。
  - ✓被災経験を活かした防災訓練の工夫：
    福岡市西方沖地震の経験を踏まえ、校区防災会・社会福祉協議会と共同で、ストッキングを使用した止血法などの応急処置の実践研修、毛布を利用してガウンを作る体を冷やさないための研修、防災時の炊飯の実践研修を行っている。
  - ✓避難所における指揮命令系統のアップデート：
    CSCATTT（医療管理・メディカルマネジメント）は避難所運営にも当てはまる点も多く、採用している。避難所は指揮系統がしっかりしないと、右往左往してしまう。豪雨災害時は外からいろいろな人が来てしまい、初回の避難所運営は失敗してしまったのが反省点としてあるので、活動概要に記載し、運用していく予定である。
  - ✓住民避難マニュアルと緊急時ＩＤカードの配布：
    鶴田校区の全住民に対して、住民避難マニュアルと緊急時ＩＤを配布している。6町内ごとに色分けし、カードの色で避難者がどこから来たかすぐに分かるようになっており、裏返すと本人の情報がすぐ見えるように、折り方も工夫している。

POINT

- 被災経験を踏まえて、訓練や体制、避難支援に関する事項を改善

5 取組の効果

- 長く地域活動を続ける中、地域のことを知ることや地域の方々と顔なじみになることで、「施設を見学させてほしい」という声をいただくことや、「事業所のことを教えてほしい」「こちらにも顔を出してほしい」、などという声をいただくようになり、お互いに相談できる信頼関係が構築されていった。【施設】
- 地域と医療・介護等事業所ネットワークが一緒になって、地域のみんなが安心して暮らせるまちづくりを考えていけるような関係になっていると感じている。そして、災害時など非常時の際、地域と事業所がお互いに支え合い、助け合える関係が構築できていると感じている。【施設】

6 取組の課題

- 地域との関係構築には時間がかかり、事業所における人員不足の現状や経営面のことを考えると、地域活動に参加することが難しい事業者がいることも事実。多くの事業所で地域活動が継続可能となるような制度上の仕組みづくりが必要と感じる。【施設】
- 個人情報保護等の制度上の問題により、すべての関係者で地域住民の情報を共有することが難しい現状がある。たとえば、平時での災害準備の段階においては、医療・介護等事業所ネットワークに避難行動要支援者の情報を共有することについて、その判断が難しい現状があるように感じる。【施設】
- 災害対応時には地域と医療・介護等事業所ネットワークの指揮系統を一本化し、徹底する必要がある。【地域】

7 今後の展望

- 地域の中で「チームつるた」（医療・介護等事業所ネットワーク）があることを根差していきたい。災害時はもちろん日常時でも地域と事業所ネットワークがお互いに支え合い、助け合える関係になりたい。【施設】
- 将来的には地域福祉ネットワーク「チーム鶴田」と医療・介護等事業所ネットワーク「チームつるた」の二つのネットワークが重なることが目標である。【地域】

☞南区いいともネット（医療・介護等事業所ネットワーク）の詳細は**こちら**
https://100.city.fukuoka.lg.jp/actions/2019

Ⅲ 実践編

▶ 地域ネットワーク構築の試み

高齢者施設と地域のネットワーク構築を図るための試み

- **Step2「防災の意識づくり」**では、基盤となる日常の関係をもとに、防災の意識づくりを図るための具体的なメニューの一つとして「災害エスノグラフィー」を活用したワークショップがあります。
- 本編では、**Step2**の試みの一つとして、モデル地区で実施した「災害エスノグラフィー」を活用したワークショップをご紹介します。

再掲　図7　地域ネットワーク構築のステップ

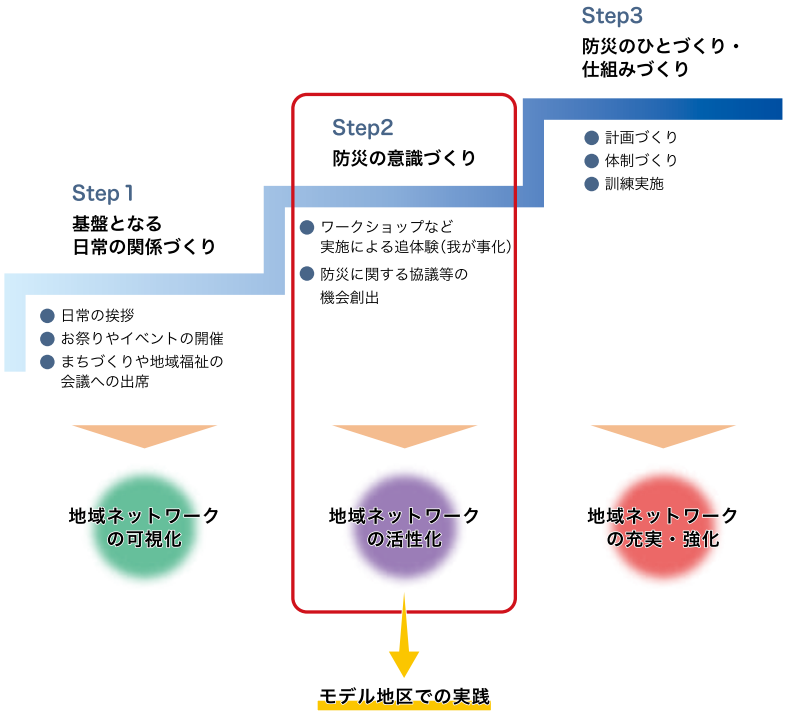

▶ 地域ネットワーク構築の試み

実践事例の概要

タイトル
- 福祉防災の関係づくりワークショップ

開催日時
- 2024（令和6）年1月30日（火）14:00～16:30

モデル地区
- 静岡県浜松市天竜区光明地区

地域の参加者
- 高齢者施設
- 障害者支援施設
- 自治会
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 民生委員　など　計20名

案内チラシ

ワークショッププログラム
- 講師による講義（担当講師：鍵屋　一　氏（跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授））
- 「災害エスノグラフィー」 の読み込みとアイデア出し
- グループワークによるアイデアの共有・深化
- 講評

ワークショップ参加前の地域の問題意識
- コロナ禍でつながりがなくなってしまった。【高齢者施設】
- 防災をテーマとした協議の場は設けていない。【地域包括】
- 豪雨災害時により、被害が発生した。地域内の社会福祉法人の支援はありがたかった。【社会福祉協議会】
- 運営推進会議などで高齢者施設と交流はあるものの、エリア単位で防災に関する取組があるわけではない。【自治会】

ワークショップ参加後の反応
- 今後も地域の方との協働により、防災をもとに地域密着や社会貢献をしていきたい。【高齢者施設】
- 他の自治会や施設との連携は音頭を取ってくれる主体がいなければ難しい。
  このような集まりがもっとできるとよい。【高齢者施設】
- 指定避難場所以外の福祉避難所ができるとよい。【民生委員】
- 地域内での交流の機会減少が課題である。【自治会】

▶ ワークショップの意義

ワークショップが地域ネットワーク構築に有効な理由[*4]

● 教育からまちづくり、医療、福祉や環境、防災など、さまざまな分野における集団的創造の場としてワークショップ形式の取組が行われています。
新潟大学の田村教授（2015）によると、ワークショップには以下の3つの効果が期待できるといいます。

▼ 3つの効果

❶**「参加する」**ことによって、**参加者の主体性**が向上する
❷**「経験する」**ことによって、ワークショップでの体験が自分自身のものとなり、事象に対する「我がこと意識」が醸成される
❸人々の協働作業を通じて**「相互作用が起こる」**ことによって、**集団の創造性**が高まる

つまり、ワークショップ形式を採用することで、参加者の「主体性」「我がこと意識」を育み、「創造性」が高まり、**地域ネットワークを活性化**することができます。

＊4　田村圭子 編著　『ワークショップでつくる防災戦略ー「参画」と「我がこと意識」で「合意形成」ー』　日経BPコンサルティング, 2015　を基に記載。

防災の「我が事化」に有効な災害エスノグラフィーワークショップ[*5]

● 防災を「我が事化」するにあたって、有効とされている手法の一つが「災害エスノグラフィーワークショップ」です。「災害エスノグラフィー」とは、災害発生後の人々の対応や社会の動向について**経験者による語り**を記録したものをいいます。「災害エスノグラフィー」では、災害現場に居合わせた人々が何に悩み、苦労し、問題を解決したのか、その一連の問題解決プロセスが記録されており、明確には言語化されていない**「暗黙知」**の側面を有しています。「災害エスノグラフィー」を活用することで**「暗黙知」を紐解き、教訓を引き出し、気づきを得る**ことができます。「災害エスノグラフィー」を活用したワークショップは大きく以下のステップで行われます。

▼ 3つのステップ

❶ 教訓の抽出
❷ 教訓の共有
❸ 教訓の構造化

「災害エスノグラフィーワークショップ」を行うことで、様々な視点による防災の気づきを得ることができ、**防災の観点**から**地域ネットワークを活性化**することができます。

＊5　林春男/重川希志依/田中聡/NHK「阪神・淡路大震災　秘められた決断」制作班　『防災の決め手「災害エスノグラフィー」　阪神・淡路大震災　秘められた証言』　NHK出版, 2009　を基に記載。

▶ ワークショップの様子

ワークショッププログラム

● Step2「防災の意識づくり」の試みの一つとして、モデル地区で実施した「災害エスノグラフィー」を活用したワークショップのプログラムは下表の流れで実施しました。

表9　「福祉防災の関係づくりワークショップ」プログラム内容

種類	タイトル	内容
開会・説明	オリエンテーション	・開会のあいさつ ・講師による説明
個人ワーク	災害エスノグラフィーを読む	・被災経験の記録を読み、大規模災害及び対応について、深くイメージを形成する。
グループワーク①	ワールドカフェ（1） 課題、知恵、教訓を抽出する	・ふせんを模造紙に貼りながら気づいたことをそれぞれの立場に基づいて話し合う
グループワーク②	ワールドカフェ（2） 課題、知恵、教訓を抽出する	・班を移動しながら、話し合ったことを紹介する。
グループワーク③	ワールドカフェ（3） 知恵、教訓をまとめる	・話し合いをしながら、具体的な良いアイデアを3点～5点選び、A3用紙に書く。
まとめ	知恵や教訓の共有・講評、 まとめ、質疑	・他班の成果を共有し、講師による講評でさらに理解を深める ・地域連携の重要性を理解する。
閉会	閉会のあいさつ アンケート	・参加者へのアンケート協力依頼

▶ ワークショップの様子

講師によるオリエンテーション

●講師を務めていただいたのは、鍵屋一教授（跡見学園女子大学観光コミュニティ学部）です。

●2024年1月1日に発生した能登半島地震の被災地での視察結果や防災の重要性について講義が行われました。

鍵屋教授によるオリエンテーション

災害エスノグラフィーを読む（=教訓の抽出）

●参加者各自が災害エスノグラフィーを読み込み、課題や知恵、教訓となる部分に下線を引き、アイデアをふせんに記入しました。

アイデアをポストイットに記入

▶ ワークショップの様子

ワールドカフェ（=教訓の共有・構造化）

●ワールドカフェ（グループワーク）では、3ラウンド制で実施しました。

●**ラウンド１**では、4人1グループの班に分かれたうえで、ふせんに書き込んだアイデアを模造紙に貼り付け、アイデアを班のメンバーと共有しました。

●**ラウンド2**では、班内の１名がカフェマスターとしてテーブルに残り、その他のメンバーは違う班に散らばり、ラウンド１で話し合ったアイデアを他の班と共有し、アイデアを深めました。

●**ラウンド３**では、元いたテーブルに戻り、ラウンド２で得られた発見や気づきを共有し、さらに話し合いを深めました。

●各班生成されたアイデアを3～4に集約し、参加者全員で見て回り、良いと思ったものにシールを貼っていきました。

ラウンド1

ラウンド2

ラウンド3

▶ ワークショップの効果

参加者アンケート結果

- 講師によるオリエンテーションおよびワールドカフェの感想を伺ったところ、「参考になった」という意見が95%となりました。
- 防災に対する意識について、75%が「向上した」、25%が「やや向上した」と回答しました。
- ワークショップによる地域連携づくりのきっかけとして役立つか伺ったところ、85%が「そう思う」と回答しました。
- 今後の参加意向について伺ったところ、「ぜひ参加したい」が35%、「時間があれば参加したい」が60%となりました。

図10　講師によるオリエンテーション

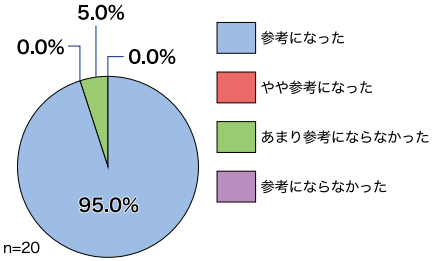

図11　ワールドカフェ（グループワーク）

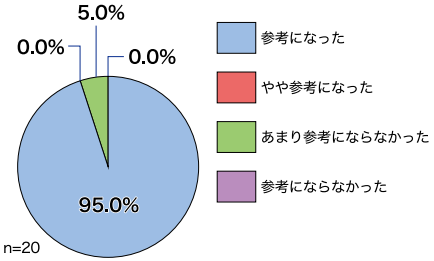

図12　防災に対する意識

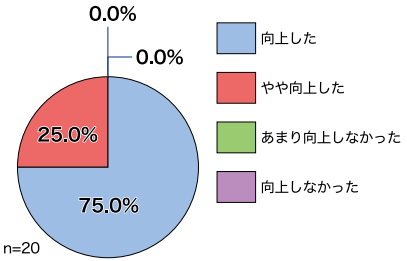

図13　ワークショップによる地域連携づくりのきっかけ

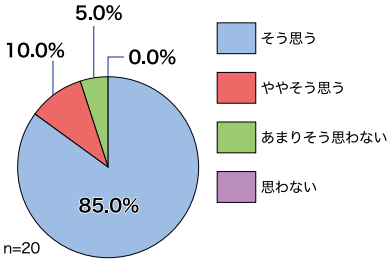

図14　今後の参加意向

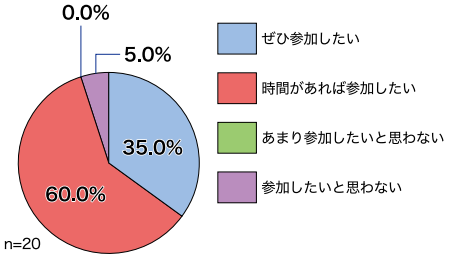

▶ 今後の展開可能性

フォローアップとアクションプラン

- 事例における取組は前述したStep2「防災の意識づくり」の実践として行いました。
- 地域でネットワークを構築し、地域防災力を向上するためにはワークショップ後の地域へのフォローアップと今後の展開に向けたアクションプランを作ることが大切です。
- フォローアップでは、今回実施した結果、どのようなアイデアが生成され、どのように防災の意識づくりがなされたかを参加者にフィードバックしていく必要があります。そのうえで、継続的な取組にするために各関係主体間で**合意形成**を図ります。
- 合意形成を図るため、地域の取組が進んで行くための**アクションプラン**を提示します。図16では、例として地区防災計画[*6]の作成を一つの目標として、ワークショップからその後の動きを図示しています。

＊6　地区防災計画の詳細は**地区防災計画ガイドライン（概要版）**をご覧ください https://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guidline_summary.pdf。

図15　フォローアップの流れ

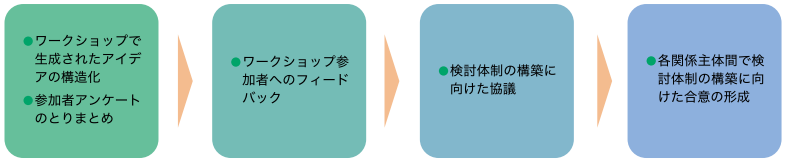

図16　今後のアクションプラン

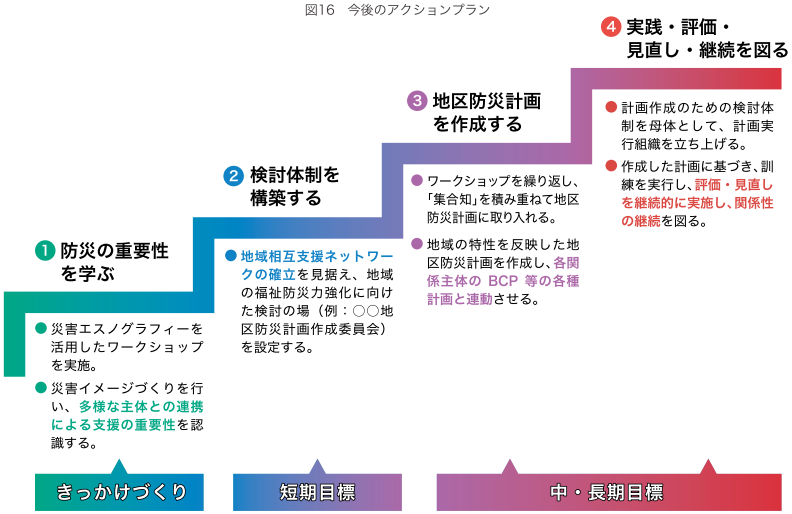

謝　辞

本冊子を作成するにあたって、アンケート調査やヒアリング調査へご協力いただいた皆さま、ワークショップへのご出席をいただいた皆さまには大変お世話になりました。

ここに改めてお礼申し上げます。

（敬称略・五十音順）

●ヒアリング調査ご協力先

愛知県あま市福祉部高齢福祉課・危機管理課
愛媛県宇和島市高齢者福祉課
社会福祉法人黒潮福祉会　特別養護老人ホームかしま荘
社会福祉法人榛永会　特別養護老人ホームしんとう苑
社会福祉法人榛東村社会福祉協議会
社会福祉法人美咲会　関沢みずほ苑
鶴田校区自治協議会
株式会社ディアマインド
福岡県福岡市南区地域保健福祉課
医療法人フジタ　グループホームポプラ・小規模多機能型居宅介護施設ふくじゅそう
社会福祉法人奉優会　優っくり村下馬

※検討委員（下記）の所属機関の記載は省略

●アンケート調査ご協力先

本調査研究事業の一環で実施したアンケート調査にご協力いただいた高齢者施設・事業所、地域包括支援センターの皆さま

●福祉防災の関係づくりワークショップご協力先

静岡県浜松市天竜区光明地区の高齢者施設・事業所、自治会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員児童委員、障害者支援施設、その他オブザーバーでご参加いただいた皆さま

本冊子は、令和５年度老人保健事業推進費等補助金　老人保健健康増進等事業「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」（事務局：一般財団法人日本総合研究所）の成果物の一つとして作成したものです。

令和５年度　老人保健事業推進費等補助金　老人保健健康増進等事業
高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業（検討委員会委員名簿）

（敬称略・五十音順）
＊2024 年（令和６年）3 月 31 日現在

●検討委員会 委員

委員長	鍵屋　一	跡見学園女子大学　観光コミュニティ学部　教授
委　員	井上　由起子	日本社会事業大学　専門職大学院　教授
	内田　芳明	公益社団法人全国老人福祉施設協議会　災害対策委員会　委員長
	佐々木　薫	公益社団法人日本認知症グループホーム協会　常務理事
		社会福祉法人仙台社会事業協会　グループホーム楽庵
		葉山地域包括支援センター　所長
	新宅　太郎	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会　地域福祉課　課長
	山本　省太	黒潮町　健康福祉課　福祉係　係長

●オブザーバー　厚生労働省老健局高齢者支援課

●事務局　一般財団法人日本総合研究所

令和５年度老人保健健康増進等事業
（老人保健事業推進費等補助金）

「高齢者施設における非常災害時における地域ネットワーク構築の促進及び訓練の実効性の確保に関する研究事業」

一般財団法人日本総合研究所